

庄内町過疎地域 持続的発展計画

《令和3年度～令和7年度》

令和7年2月変更

山形県庄内町

目 次

基本的な事項	1
（１）町の概況	1
ア 諸条件の概要	1
（ア）自然的条件	1
（イ）歴史的条件	1
（ウ）社会的条件	2
（エ）経済的条件	2
イ 過疎の状況	3
（ア）過疎現象の動向と要因	3
（イ）これまでの過疎地域振興計画の対策	3
（ウ）現在の課題	5
（エ）今後の見通し	6
ウ 社会経済的発展の方向の概要	6
（ア）産業構造の変化	6
（イ）社会経済的発展概要	6
（２）人口及び産業の推移と動向	9
ア 人口の推移と動向	9
（ア）総人口、年齢別人口の推移	9
（イ）産業別就業人口	12
（ウ）通勤、通学人口	13
イ 産業別の推移と動向	14
（ア）農業	14
（イ）工業	14
（ウ）商業	14
（エ）観光	15
（３）町行財政の状況	15
（４）地域の持続的発展の基本方針	17
ア 新たな人の流れの創出と移住・定住の促進	17
（ア）新たな人の流れの創出	17
（イ）定住促進の視点からの対策	18
（ウ）既存ストックの活用対策	18
イ 住民主体の地域づくりと担い手の育成・確保	18
（ア）コミュニティ機能の再生・活性化	18
（イ）担い手の育成・確保	18
（ウ）住民自治とパートナーシップ（協働）づくりの推進	18

ウ	デジタル技術の活用	18
(ア)	生活環境改善・生産性向上のための革新的技術の活用	18
(イ)	情報通信基盤などの働きやすい環境整備と人材の育成・確保	18
(ウ)	超スマート社会の実現に向けた柔軟な取り組み	19
エ	住民が安心できる生活環境の確保	19
(ア)	地域に住み続けたい人々の生活を支援するための対策	19
(イ)	安全・安心な生活を確保するための対策	19
(ウ)	農地・森林等が持つ公益的機能の保全	19
(エ)	住民の「生活圏」の観点重視	19
(オ)	地域資源を活かした振興対策	20
(カ)	生活支援を基本として地域特性に応じた振興対策の推進	20
オ	町の行財政基盤の強化と市町村間の広域連携	20
(ア)	町の行財政基盤の強化	20
(イ)	市町村間の広域連携	20
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	20
ア	人口に関する目標	20
イ	財政力に関する目標	21
ウ	地域の持続的発展のための基本となる目標	21
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	21
(7)	計画期間	21
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	22
1	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	23
(1)	現況と問題点	23
(2)	その対策	23
(3)	計 画	24
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	24
2	産業の振興	25
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	28
(3)	計 画	32
(4)	産業振興促進事項	35
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	35
3	地域における情報化	35
(1)	現況と問題点	35
(2)	その対策	35
(3)	計 画	36
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	36

4	交通施設の整備、交通手段の確保	37
(1)	現況と問題点	37
(2)	その対策	38
(3)	計 画	39
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	42
5	生活環境の整備	42
(1)	現況と問題点	42
(2)	その対策	43
(3)	計 画	45
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	46
6	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	46
(1)	現況と問題点	46
(2)	その対策	48
(3)	計 画	49
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	50
7	医療の確保	50
(1)	現況と問題点	50
(2)	その対策	50
(3)	計 画	51
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	51
8	教育の振興	51
(1)	現況と問題点	51
(2)	その対策	54
(3)	計 画	55
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	56
9	集落の整備	56
(1)	現況と問題点	56
(2)	その対策	57
(3)	計 画	57
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	58
10	地域文化の振興等	58
(1)	現況と問題点	58
(2)	その対策	59
(3)	計 画	59
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	59
11	再生可能エネルギーの利用の推進	60
(1)	現況と問題点	60

(2) その対策	60
(3) 計 画	60
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	61
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	61
(1) 現況と問題点	61
(2) その対策	61
(3) 計 画	61
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	62
(再掲) 事業計画（令和3～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	63

基本的な事項

(1) 町の概況

ア 諸条件の概要

(ア) 自然的条件

庄内町は、山形県の北西部に広がる庄内平野の中央から南東部に位置し、東西約 22.2km、南北約 38.9km の細長い地域で総面積が 249.17km² となっています。北は酒田市と接し、南西は京田川を境に三川町、鶴岡市、南東は霊峰月山に連なる出羽丘陵を境に西村山郡西川町、最上郡大蔵村及び戸沢村に接し、最上地方と庄内地方を結ぶ分岐点に位置しています。

また、近隣の人口集中地域である酒田市までは 12km、鶴岡市までは 18km となっています。空の玄関口である庄内空港や庄内空港 I C までは 13km、県都山形市までは 109km の距離にあります。

地勢は、北端を西流する最上川の河川堆積物からなる扇状地性平坦地、南端は霊峰月山をはじめとする山間、山岳丘陵地と、大きく二地区に分けることができます。庄内平野の中央から南東部に位置する平野部は肥沃な耕地となっており、大半が良質米生産地となっています。南東側の山間、丘陵地域である立谷沢地区の中央を「平成の名水百選」に選定された立谷沢川が北流し、清川地区で最上川に合流しています。その流域沿い約 15km の間には 15 の集落が点在しています。

気象は、日本海の影響を強く受ける湿潤な海洋性気候に属し、気温の日変化は割合に少なく、内陸部に比べると温暖となっています。しかし、年間を通じて南東風と北西風が多く、冬期は北西の季節風が激しく、4月から10月にかけては局地風「清川ダシ(東風)」が強く吹くことが多くみられます。清川ダシは主に気圧配置が東高西低の時に発生し、新庄盆地にたまった冷氣団がおろしとなり、最上峡谷で収束、庄内平野に吹き出し、しばしば農作物に被害を与えています。年間を通して 90 日前後は風速 10m 以上の風が吹き荒れる全国的にもまれな強風地帯となっています。

積雪は、平野部が 0.6m から 1 m、中山間部が約 2 m、月山北麓の集落は 3 m 以上に達し、半年間は雪の中での生活を強いられています。前述の強風に伴うこの地方特有の地吹雪や雪により、農林水産業は甚大な被害を受けるとともに、商工業活動の停滞を招き、住民生活も多くの不安と損害を受けています。道路交通の確保においては、随所に防雪柵を整備し、多くの除雪作業車を確保する負担を強いられています。また、山間地域では、集落の背後に山地を抱えているため、融雪時や梅雨明けの豪雨時には宅地や農地の浸水、山腹崩壊や崖崩れ等の被害を受けるなど、厳しい環境下におかれています。

(イ) 歴史的条件

明治 22 年の町村制施行では、余目村、五七里村、大和村、十六合村、栄村、狩川村及び立谷沢村の 7 ケ村でしたが、同 23 年に五七里村から八栄里村が分村し、翌年には五七里村を常万村に改称しています。また、明治 24 年には、狩川村から清川村が分村したことから 9 ケ村となっています。

大正 7 年に余目村が町制を施行し、昭和 12 年に狩川村が町制を施行しています。また、同 29 年 10 月 1 日に、立谷沢村、清川村及び狩川町の 1 町 2 村が合併し立川町が、さらに同 29 年 12 月 1 日に、余目町、大和村、十六合村、栄村、常万村、八栄里村の 1 町 5 村の合併により余目町が発足しています。

そして、平成 17 年 7 月 1 日に、余目町と立川町が合併し、現在の庄内町が誕生しています。

(ウ) 社会的条件

本町の人口は、昭和 30 年の 34,141 人をピークに激減し、昭和 35 年から昭和 50 年までに 5,385 人、16.2%の大幅な減少を示しています。これは昭和 30 年代後半から始まった高度経済成長に伴い、新規学卒者を中心とした若者層の都市への流出や農業機械の発達による余剰人員の流出が要因となって現れています。昭和 50 年代に入り、経済の低成長に伴い都市集中化の減少や若者の地元志向、道路交通網の整備等により隣接市町への就業機会の増加、生活環境の整備などによって昭和 50 年から昭和 60 年までは 317 人、1.1%の減少にとどまり、減少の進行は鈍化傾向にありましたが、昭和 60 年から平成 27 年までは 5,792 人、21.1%の減少と再び減少傾向に拍車がかかっています。さらに、昭和 63 年以降は死亡者数が出生者数を上回るなど、人口動態は新たな局面を迎えています。

また、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間の転出状況をみると、2,850 人が転出しており、そのうち県内が 1,637 人、57.4%、県外が 1,213 人、42.6%となっています。

昭和 60 年から平成 27 年までの 30 年間の年齢階層別人口の推移は、0 歳～14 歳が 2,886 人(53.4%)減少し、15 歳～64 歳が 6,334 人(35.0%)減少しています。一方、65 歳以上が 3,426 人増加し、少子高齢化社会が急速に進行しています。平成 27 年 10 月 1 日現在の 65 歳以上の高齢者人口をみると 7,404 人の 34.2%となっており、全国値 26.6%、山形県値 30.8%を大幅に上回っています。

世帯数は、昭和 35 年が 5,893 世帯で平成 27 年が 6,637 世帯と 744 世帯が増加しています。また、平成 27 年で一世帯あたり 3.26 人と都市に比べ高い数値を示しています。

(エ) 経済的条件

本町においては、農業がなお基幹産業ですが、生産額や従業者数のシェアは年々低下しつつあります。平成 30 年度の産業別町内総生産は、第一次産業が 5,115 百万円、9.4%、第二次産業が 14,692 百万円、26.9%、第三次産業が 34,483 百万円、63.1%となっています。

本町の農業は、水稻が基幹作物となっています。しかし、近年の農業を取り巻く現状は、米の需要量の減少や農業者の高齢化などにより農家戸数の減少や後継者の他産業への流出となって表れています。農家戸数は昭和 45 年以降減りつづけ、平成 27 年には農家戸数 993 戸で、専業農家 204 戸、第一種兼業農家 287 戸、第二種兼業農家 502 戸となっています。経営耕地は田が 5,044ha、畑 76ha、樹園地が 14ha で農家 1 戸あたりの平均経営耕地面積は 5.2ha となっています。昭和 47 年に農業振興地域の指定を受け、県営及び団体営のほ場整備事業に取り組み 90%を超す整備率に達し、JAあまのめのみぐりん堆肥等、有機質堆肥施用による良質米（庄内米）の生産が行われています。

林業については、林野率 62.2%で面積にして 15,487ha におよび、その保有状況は国有林 73.4%、民有林 23.4%、公有林 3.2%です。民有林の保有規模は大部分が小規模林家ですが、人工林率 65.0%と県平均よりかなり高くなっています。

第二次産業は、食料品をはじめとして金属加工、機械等の製造業や建設業が中心で、製造事業者の大半は従業員数 20 人未満の小規模企業者です。平成 4 年度以降、工業団地を造成し誘致活動を推進した結果、着実に企業の立地は進んでいるものの、重大な経済危機や東日本大震災の発生、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大等により厳しい事業環境が続いています。

第三次産業は、近年、町内における大型店舗の出店、近隣市町へのショッピングセンターの進出、電子商取引の普及・浸透などにより消費者の購買行動の変化や志向の多様化が進んできました。併せて道路交通網や情報通信網が整備されたことから町外へ消費の流出が拡大しているものと思われます。

一方、町内には老舗から新規店まで、料理の種類や営業形態も多種多様な飲食店が集積し、近隣他

市町からも利用者が訪れています。

イ 過疎の状況

(ア) 過疎現象の動向と要因

人口と世帯数の推移（国勢調査）

（単位：人、世帯）

区分	昭和 35 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人口	33,160	28,925	27,775	27,798	27,458	26,705	26,251	25,489	24,677	23,158	21,666
世帯数	5,893	6,160	6,302	6,351	6,358	6,328	6,449	6,655	6,756	6,648	6,637

年齢別人口の推移

（単位：人）

区分	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
0～14 歳	5,968	5,642	5,404	4,802	4,257	3,785	3,404	2,968	2,518
15～64 歳	18,835	18,614	18,076	17,305	16,399	15,305	14,257	13,111	11,742
65 歳～	2,972	3,542	3,978	4,598	5,595	6,386	7,012	7,079	7,404

- 昭和 30 年の 34,141 人をピークに平成 27 年では 21,666 人で、12,475 人（36.5%）の大幅減少となっています。
- 若年層が現在においても流出しており、「地域の担い手」層が少なく高齢者が多い年齢構成となっています。
- 産業については、農業を基幹産業とし、地域資源を生かした地場産業の振興や商業振興などを積極的に進めてきましたが、労働生産性の低さ、小規模経営、後継者不足等多くの問題を抱えており、雇用の確保、地域格差の是正が進まない状況です。
- 公共施設の整備状況については、過疎対策事業を積極的に実施してきた結果、その水準は向上しています。
- 令和元年度決算の歳入においては、町税等の自主財源は 29.5%、地方交付税等の依存財源が 70.5% を占め、歳出においては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が 37.7% と高く、本町の財政力は脆弱です。

(イ) これまでの過疎地域振興計画の対策

a 「過疎地域対策緊急措置法」に基づく対策（昭和 45 年度～54 年度）

昭和 45 年制定の「過疎地域対策緊急措置法」に基づく、「立川町過疎地域振興計画」では、事業計画額総計 3,399,312 千円に対し、事業実施総額は 3,285,380 千円で、96.6%の実施率となっています。

《特色・評価》

生活圏の中心都市である酒田・鶴岡両市とは、距離的に遠く冬期間は降雪と季節風による風雪で、孤立的であり、第一次産業が零細で生産性が低いことから、両市との一体的な発展を図ると共に、幹線道路網の整備、小中学校の統廃合、教育施設の整備、コミュニティセンターの建設、厚生施設の整備、上水道・簡易水道の布設、農業基盤の近代化、役場庁舎の建設、山地開発事業、町民憲章の制定など、住民の文化的な生活を高めるための生活環境の整備を実施しています。

b 「過疎地域振興特別措置法」に基づく対策（昭和 55 年度～平成元年度）

昭和 55 年に制定された「過疎地域振興特別措置法」に基づく、「立川町過疎地域振興計画」では、

事業計画額総計 9,338,970 千円に対し、事業実施総額は 5,724,119 千円で、61.3%の実施率となっています。

《特色・評価》

社会経済の発展や住民意識の多様化による地域住民の要望に答えるため、生活環境の整備や住民の安全確保のための防災施設の整備、教育文化の向上と医療水準の向上を図り、住民の生活向上を目指した町づくりに努めました。特に大中島小学校の改築、防災無線の整備、コミュニティ防災センターの建設、消防施設の整備、大中島へき地保育所、清川保育所、狩川幼稚園の建設、歴史民俗資料館の建設、笠山グランド照明施設の設置、狩川上水道拡張工事、保健センターの建設、地力増進施設の建設等施設整備を実施しています。

c 「過疎地域活性化特別措置法」に基づく対策（平成2年度～11年度）

平成2年に制定された「過疎地域活性化特別措置法」に基づく、「立川町過疎地域活性化計画」の事業進捗状況は、計画総額 22,782,685 千円に対し、実施率 81.2%の事業実施総額 18,502,053 千円となっています。

《特色・評価》

交流人口を増やして地域の活性化を図るための「地域間交流の推進」、下水処理施設の整備等の「生活環境の整備」、農業や地域資源を活用した「農業等産業の振興」、定住促進団地整備等を中心とする「定住の促進」を重点的に進めました。特に宮城県南三陸町（旧歌津町）との小学生国内交流事業からの友好町の盟約締結、全町水洗化をめざし最上川下流流域関連特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・合併浄化槽設置助成事業の実施、淡水魚養殖施設の建設、風車村整備事業、環境をテーマにしたエコランド事業の開催、西部工業団地の整備、緑町、新広町及び南町町営住宅の建設、新広町・西田・南町及び山居住宅団地の整備を実施しています。

d 「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく対策（前期対策）（平成12年度～16年度）

平成12年に制定された「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく、「立川町過疎地域自立促進計画」（前期対策）の事業進捗状況は、計画総額 9,265,910 千円に対し、平成16年度までの実施率は 67.5%で事業実施総額は 6,255,532 千円となっています。

《特色・評価》

地域の活性化を図るためには、地域が元気でなければならないことから、水稲単作から複合経営を進めるための施設園芸の振興に向けた施設整備と、地場産品を販売できる施設を整備して交流人口を増やすため、農業を含めた「産業の振興」に力を入れ、また、豊かな自然環境を21世紀に残すため、公園等観光レクリエーションの場の確保に努めるとともに、高齢社会が一段と進む中で、高齢者が安心して生活しやすい町にするため、医療、福祉対策の充実に努め、都市生活との格差是正に向けた下水道等の整備等「生活環境の整備」を重点的に進めてきました。

環境まちづくりの推進については、風車によるクリーンエネルギーや生ごみを堆肥にする資源循環型の堆肥生産センターの取り組みから環境まちづくり基本構想を策定し、町民節電所等さらに一歩進めた地球規模での環境保全や地球温暖化問題に取り組みしました。

e 「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく対策（後期対策）（平成17年度～21年度）

平成17年に制定された「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく、「庄内町過疎地域自立促進計画」（後期対策）の事業進捗状況は、計画総額 16,293,842 千円に対し、平成21年度までの実施率は 67.5%で事業実施総額は 11,002,605 千円となっています。

《特色・評価》

後期対策については、地域の活性化を図ることはもちろんのこと、合併後の庄内町のまちづくりにおいても重要な取り組みとなりました。前期対策に引き続き、農業を含めた「産業の振興」に力を入れるとともに、都市生活との格差是正に向けた下水道等の整備等「生活環境の整備」を重点的に進めてきました。また、防災行政無線施設整備や体育施設整備（スポーツ公園整備、第二屋内多目的運動場）等、合併に関連した一町二制度の課題や大規模事業等の整備にも取り組んでいます。

f 「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく対策（平成 22 年度～27 年度）

平成 22 年に制定された「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく、「庄内町過疎地域自立促進計画」の事業進捗状況は、計画総額 16,692,884 千円に対し、平成 26 年度までの実施率は 72.5%で事業実施総額は 12,094,490 千円となっています。

《特色・評価》

「産業の振興」に向け、第二種苗センターの増設、月の沢温泉北月山荘の改良工事及び再生可能エネルギー等設置工事を実施しました。また、「生活環境の整備」のため、公営住宅を建設し若者の定住促進を図り、「教育の振興」のため、学校・幼稚園の大規模改造や公民館の耐震整備を進めてきました。「高齢者の保健及び福祉の向上及び増進」のため、医療、福祉対策の充実に努め、特別養護老人ホームや温泉施設の整備にも取り組みました。

g 「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく対策（平成 28 年度～令和 2 年度）

平成 28 年に制定された「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく、「庄内町過疎地域自立促進計画」の事業進捗状況は、計画総額 15,391,718 千円に対し、令和 2 年度までの実施率は 74.6%で事業実施総額は 11,484,800 千円となっています。

《特色・評価》

「産業の振興」に向け、流通販売や交流人口を増やすため、庄内町農産物交流施設風車市場にレストランや 24 時間利用できるトイレ、道路・災害情報コーナー等を併設し、道の駅として機能する施設整備を実施しました。清川歴史公園構想に基づき、まち歩き観光拠点として、清川関所を再現した施設を整備しました。「教育の振興」のため、老朽化した学校給食共同調理場を更新し、安全で安心な給食を提供できる施設整備を実施しました。また、防災行政無線の再整備や酒田地区広域行政組合のごみ焼却施設改良事業等、生活環境の整備にも取り組みました。

(ウ)現在の課題

a 産業の課題

第一次産業の農林水産業は本町産業の基幹をなしてきましたが、農業者の高齢化や後継者不足などにより離農者が増加しており、基幹産業としての地位は厳しいものがあります。

第二次産業は、労働生産性向上や高付加価値化、販路開拓による経営改善のほか、特に建設業では採用環境が厳しいため従業員の確保が課題となっています。

第三次産業は、商業において商品販売額、事業所数及び従業員数が減少傾向にあり、町内における消費喚起や後継者の確保による事業の継続が課題となっています。また、地域の特色である飲食店の集積を活用してにぎわいを創出し、消費を呼び込むなど活性化に向けた継続支援が必要です。

b 生活環境の課題

本町は農業を基幹に進展してきましたが、兼業化や非農家の流入とともに混住化し生活様式の多様化と都市化が進んでいます。その中、生産基盤や生活基盤の整備は、各種事業や制度を活用して積極的に実施してきましたが、特に、雇用の場の確保については厳しい状況が続いています。また、近年は以前に比較し、市街地排水路等の能力を越える豪雨が頻繁に発生するなど、さらなる生活環境の整

備が必要です。

(エ) 今後の見通し

本町では、7度にわたる過疎対策事業の実施により、道路網の整備、生活環境の整備、産業の振興等を図ってきましたが、依然として若年層を中心に人口減少が続いており、合わせて高齢者が多い年齢構成になってきています。

地域社会の活力を維持して地域づくりを進めていくには、若年層の定着に加え、都市部に住む子育て世代の移住促進、交流人口・関係人口の拡大が有効な手立てとなります。そこで問題となるのが産業振興であり、魅力ある雇用の場の確保として企業誘致を図るとともに、地域の恵まれた資源を活用した観光、レクリエーション事業、特産物開発等を積極的に取り入れる必要があります。

生活環境整備については、生活水準の向上による都市的快適さを満たすための施設整備や圏域内を結ぶアクセス道路を整備し、地域の核となる拠点施設の整備を進めるとともに、リーダーの養成を図り組織の活性化を推進する必要があります。

また、高齢化率は34.2%（平成27年10月1日現在）と全国及び県の水準より大幅に高い数値を示していることから高齢者対策も重要な課題であり、健康な人には健康寿命の延伸及び豊富な知識と経験を活かした地域活動への参加を促進し、要介護者に対しては医療の確保や在宅福祉の充実等、計画的な保健福祉サービス及び介護保険サービスの提供体制を整備していく必要があります。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

(ア) 産業構造の変化

本町の第一次産業、第二次産業及び第三次産業における産業間の関係やその推移は、国勢調査や農林業センサスによる就業者等により、その変化を見てとることができます。

本町の基幹産業である農業は、第一次産業の大半を占めています。昭和以降、平成に入ってから減少傾向は続き、国勢調査における平成17年（1,621人）から平成27年（1,434人）においても減少（187人）しています。また、農林業センサスにおいては、農家数の減少傾向は見られるものの、その中でも専業農家は平成12年（79戸）から平成27年（204戸）において増加に転じ、15年前の平成12年の約2.5倍に増えています。これは、離農者から担い手への農地の集積が進んだことと、複合経営や担い手育成等の農業関連施策の充実が影響しているものと考えられます。

建設業や製造業の第二次産業においては、順調に就業者数も増加していましたが、平成2年（5,420人）をピークとし、平成27年（3,300人）までには大幅な減少（2,200人）となっています。

小売業やサービス業を中心とする第三次産業については、国勢調査において昭和60年（5,532人）から平成27年（6,306人）まで、就業者数が増加傾向にある分野となっています。

本町における近年の産業構造は、全国的な景気の動向に大きく左右され、就業者数が減少傾向にある建設・製造業の第二次産業からサービス業等の第三次産業に労働力が移動している状況にあります。こうした中、地域経済活動の中核及び雇用の受け皿を担う中小企業に対しては、人材の確保及び生産性の向上に向けた取り組みを支援し、その成長・発展や持続的な事業展開を支える必要があります。

(イ) 社会経済的発展概要

a 道路

本町の道路網は、令和2年4月現在、国道2路線、県道19路線、町道540路線によって構成されています。

国道47号のバイパス機能を持つ高規格幹線道路「新庄酒田道路」は、平成27年11月に酒田市新堀

から東町までの 5.9 km、平成 30 年 3 月に余目から酒田間 12.7 km、同年 7 月に戸沢村津谷から古口間 2.2 km が開通しましたが、全線開通に向けて整備促進の行動を展開していきます。県道においては、一般県道余目松山線の庄内橋の架け替え等の要望を行っています。町道は、町道網の整備及び道路ストックの長寿命化・更新を計画的・効率的に進めていく必要があります。しかし、一方で今後の維持補修費用の増高への対策が課題となっています。

b 交通

J R 陸羽西線は新庄駅から余目駅間で 1 日上下 18 本、また、J R 羽越本線は 1 日上下 50 本が運行されています。民営バス路線は酒田、鶴岡両市との連絡路線として 2 路線で 1 日 7 往復されていますが、路線の廃止が予定されているため、代替となる交通手段を確保する必要があります。

町営バスは、余目地区と立川地区を結ぶ幹線路線の概ね 1 日 3 往復、町の中心市街地とその周辺地域を循環する 4 路線を隔日 2 路線 1 日 3 便、中心市街地を循環する中心市街地循環線を 1 日 8 便運行しています。また、平成 20 年 7 月から効率的な運行と交通空白地帯の解消を目的としデマンドタクシー 2 路線の運行を開始し、1 日 4 往復しています。何れも子どもや高齢者等の交通弱者にとっては重要な交通機関となっています。

自家用車の増加により公共交通機関の利用は減少傾向にありますが、子どもや高齢者等の交通弱者の移動手段として必要不可欠であり、今後も運行の維持と安全で利便性が高く効率的な運行体制の整備を図っていく必要があります。また、冬期間は、庄内地方特有の地ふぶきや山間地域における豪雪により交通が途絶することもあり、除排雪体制の強化が望まれます。

c 給水施設

給水普及率は 99.5% に達していますが、今後は、給水人口の減少や節水意識の高まりなどにより、需要量減少が予想されます。

安全で安心な水道水を安定的に供給していくために、経年化した既存施設の計画的整備・改修と維持管理体制の強化が重要になります。

d し尿、家庭排水処理

し尿や浄化槽汚泥は町の許可業者が収集し、酒田地区広域行政組合で処理しています。家庭排水については、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の一体的整備が進んでいますが、今後も水洗化率の向上を図る必要があります。

e ごみ処理

可燃ごみ、埋立ごみ及び資源物は、ステーション方式で一般廃棄物収集運搬許可業者等が収集運搬し、粗大ごみは、自己搬入若しくは収集運搬許可業者が収集運搬しており、それぞれ酒田地区広域行政組合の処理施設において処理しています。また、古紙、古着及び小型家電等は、拠点回収を実施しリサイクルを推進しています。今後も、ごみの減量化に向けてより一層の分別収集の徹底とごみの不法投棄防止、3 R 運動の促進等に努める必要があります。

f 保健医療

町民の健康保持増進を図るため、健康教育・健康相談、家庭訪問及び健康診査等を実施しており、今後も町民の主体的な健康づくりへの支援と地域社会全体での健康づくりの推進を基本に、生涯の各期にわたる保健事業の充実を図っていく必要があります。さらにこれからの超高齢化社会に向け関係機関と連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた取組みの強化を図る必要があります。

町内の医療機関としては、病院が 1 箇所、医院が 8 箇所、歯科医院が 6 箇所ありますが、町内の診

療所医師の高齢化が課題となっており、今後高齢化の進行とともに医療ニーズはますます増大していくことが予想されることから、町内外の医療機関との連携を強化し、医療圏域での地域医療体制の確保を進めていく必要があります。

g 児童福祉

本町には、保育園 3 箇所、幼稚園 5 箇所があり、幼児保育及び教育を行っていますが、対象児童は若年層流出による生産年齢人口の減少と出生率の低下により著しく減少しております。

一方で、核家族化や共働き家庭の増加などにより、家庭や地域の子育て力が低下し、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実が求められており、子育てを社会全体で支援できる環境整備を進めていく必要があります。

h 高齢者福祉

令和 2 年 4 月 1 日現在における本町の 65 歳以上の高齢者人口は、7,660 人で総人口の 36.7%を占め、県平均（34.0%）より高い割合となっています。また、一人暮らし高齢者世帯は、令和 2 年 4 月 1 日現在で 860 世帯となっており、平成 10 年に比べ約 3.2 倍、同じく高齢者夫婦世帯は 636 世帯となっており、約 1.7 倍に増加しています。社会環境の変化に伴う家族形態や就業構造等の生活環境の変化により、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦世帯等、高齢者のみで構成される世帯についても、年々増加しており、従来のような家族による介護が困難な状況となっています。

このような社会情勢と超高齢化社会に対応するため、適切なサービス基盤整備や包括的な支援体制の基盤整備とあわせ、在宅で高齢者が安心して自立した生活が維持できるよう、生活ニーズに応じたソフト面での様々な事業展開に取り組む等、自助・互助・共助・公助により、町民、保健・医療・福祉の関係者等の全ての方が、同じ方向を向いて取り組む「規範的統合」を図る必要があります。

i 学校教育

本町には小学校が余目地域に 4 校、立川地域に 1 校設置されています。余目地域の小学校は、第一次小学校統合事業により、昭和 38 年から昭和 41 年に余目第一、第二、第三小学校を建設し、第二次統合事業により昭和 51 年に余目第四小学校を建設しています。また、立川地域の小学校は児童数の減少により、立谷沢小学校、清川小学校の 2 校で複式学級を設置していたため、複式学級の解消や施設の老朽改修を目的に狩川小学校を改造し、平成 21 年 4 月に立谷沢小学校、狩川小学校、清川小学校を統合し「立川小学校」として開校しています。中学校では、余目地域において昭和 48 年に余目中学校と和合中学校を統合し、昭和 61 年度及び 62 年度に老朽校舎を改築しています。立川地域では、昭和 48 年に一町一校の統合中学校として、旧狩川中学校校舎の利用により立川中学校を開校しましたが、老朽化による危険校舎のため平成 6 年度及び 7 年度事業で改築しています。

児童生徒数は、令和 2 年 5 月 1 日現在、小学校 947 人、中学校 517 人でともに減少傾向にあります。

通学状況は、余目地域、立川地域とも各 4 台、計 8 台のスクールバスで遠距離児童生徒を送迎しています。また、冬期は 8 台（町所有バス 1 台、民間貸切バス 7 台）のスクールバスを加え、冬期間の安全を確保しています。

学校給食施設は、余目地域の各学校の給食室、立川地域の給食センターの老朽化が進み、学校給食衛生管理基準に適合しないため、平成 29 年 6 月、町内全ての小中学校、幼稚園への給食が提供でき、炊飯設備の完備、アレルギー対応食専用の調理室を備えた共同調理場を整備しました。小中学校は完全給食、幼稚園はおかず給食を行っています。給食の配送については業務委託としています。食材については地産地消を推進するため、米は 100%庄内町産としているものの、野菜類は地元産の供給量が伸びず、関係機関との連携が必要です。

Ⅱ 社会教育

本町では、いつでも、どこでも、だれでも生涯を通じて学習に取り組むことができる学習環境の整備を推進し、町民の学習活動を支援しています。今後、公民館がコミュニティセンターに移行した場合も、社会教育として幅広い分野での情報提供や参加しやすい学習の場・交流の場をさらに創出しながら、町民の学習ニーズを反映した学習機会・支援体制を充実していくとともに、施設整備については、「庄内町公共施設等総合管理計画」を踏まえ、社会教育施設等の長寿命化又は廃止を計画的に実施することが求められます。

人々の価値観の多様化に伴いライフスタイルも変化してきている中、心豊かな生活を育む芸術文化の拠点として文化創造館「響ホール」があります。町民が優れた芸術・文化に触れる機会や発表の場の機会を提供し、施設設備の整備充実を図り、町民を主体とした指定管理委託による運営の支援を行っていく必要があります。

図書館では、町民の学習ニーズに応えるため、図書資料の活用など利用者へのサービス向上に努めるとともに、高度情報化や多様化するニーズなどに応えられる施設整備を実施します。

内藤秀因画伯水彩画約 2,000 点を収蔵する記念館は、作品の適切な保存と維持管理に努め、特色ある展示・公開により、身近に文化芸術に親しむ環境づくりや情報発信に努めていく必要があります。

また、図書館と水彩画記念館は併設施設であることから、その利点を生かし、互いの相乗効果がより高まるような運営や環境整備を進めます。

社会体育は、スポーツ・レクリエーション活動を通して、町民の健康、体力の保持増進を図るとともに、総合体育館を中核とする八幡スポーツ公園（総合体育館、屋内多目的運動場、ほたるドーム、サッカー場、ソフトボール場、多目的広場）をはじめ多くの体育施設により多くの町民が憩い、集い交流を進められるよう施設のPRを強化します。併せて、楽しくスポーツに親しんでもらえるような体育・スポーツ推進体制の充実に努め、町民が安全で安心して施設利用できるよう指定管理委託による運営の支援を行っていくとともに、社会体育施設の長寿命化又は廃止を計画的に進める必要があります。

（２）人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

（ア）総人口、年齢別人口の推移

本町の人口は、昭和 30 年をピークに減少の一途をたどり、平成 27 年には 21,666 人と 36.5%の減少となっています。

高度経済成長期から現在まで、10 歳代後半から 20 歳代の若者の、就職及び進学のための三大都市圏等への人口流出が続いています。また、0 歳から 14 歳までの幼少年人口の減少は、全国的な出生率の低下に加え、若年層の人口流出の結果、子供を生む年齢層が相対的に少なくなったことが要因と考えられ、最も重要な課題です。15 歳から 29 歳までの若年層の減少は、進学率の上昇とともに魅力ある就業の場の不足によるもので、これらが基幹産業である農業後継者の不足や地域の担い手不足につながっています。65 歳以上の高齢者の割合は、昭和 35 年には 5.4%にすぎませんでしたが、平成 27 年には 34.2%を占め、今後もこの上昇傾向が続くものと予測され、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯等の割合が高くなると考えられます。

幼齢人口及び生産年齢人口の減少は、地域社会、経済の活力の低下や、存立基盤の弱体化をもたらし、地域振興にとって大きな課題となっています。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 33,160		人 30,862	% △6.9	人 28,925	% △6.3	人 27,775	% △4.0	人 27,798	% 0.1
0 歳～14 歳	11,125		8,875	△20.2	6,833	△23.0	5,968	△12.7	5,642	△5.5
15 歳～64 歳	20,229		19,962	△1.3	19,621	△1.7	18,835	△4.0	18,614	△1.2
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	7,913		6,899	△12.8	6,588	△4.5	5,857	△11.1	5,376	△8.2
65 歳以上 (b)	1,806		2,025	12.1	2,471	22.0	2,972	20.3	3,542	19.2
(a)/総数 若年者比率	23.9%		22.4%	－	22.8%	－	21.1%	－	19.3%	－
(b)/総数 高齢者比率	5.4%		6.6%	－	8.5%	－	10.7%	－	12.7%	－

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 27,458	% △1.2	人 26,705	% △2.7	人 26,251	% △1.7	人 25,476	% △3.0	人 24,673	% △3.2
0 歳～14 歳	5,404	△4.2	4,802	△11.1	4,257	△11.3	3,785	△11.1	3,404	△10.1
15 歳～64 歳	18,076	△2.9	17,305	△4.3	16,399	△5.2	15,305	△6.7	14,257	△6.8
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	4,491	△16.5	4,066	△9.5	3,896	△4.2	3,700	△5.0	3,246	△12.3
65 歳以上 (b)	3,978	12.3	4,598	15.6	5,595	21.7	6,386	14.1	7,012	9.8
(a)/総数 若年者比率	16.4%	－	15.2%	－	14.8%	－	14.5%	－	13.2%	－
(b)/総数 高齢者比率	14.5%	－	17.2%	－	21.3%	－	25.1%	－	28.4%	－

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 23,158	% △6.1	人 21,664	% △6.4
0 歳～14 歳	2,968	△12.8	2,518	△15.1
15 歳～64 歳	13,111	△8.0	11,742	△10.4
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	2,642	△18.6	2,321	△12.1
65 歳以上 (b)	7,079	1.0	7,404	4.6
(a)/総数 若年者比率	11.4%	－	10.7%	－
(b)/総数 高齢者比率	30.6%	－	34.2%	－

表 1－1（２）人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成 12 年3月 31 日		平成 17 年3月 31 日			平成 22 年3月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 25,799	－ 100.0	人 24,950	－ 100.0	% △ 3.3	人 23,693	－ 100.0	% △ 5.0
男	12,490	% 48.4	12,010	% 48.1	△ 3.8	11,306	% 47.7	△ 5.9
女	13,309	% 51.6	12,940	% 51.9	△ 2.8	12,387	% 52.3	△ 4.3

区分		平成 31 年3月 31 日			令和2年3月 31 日			令和3年3月 31 日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)		人 21,111	－ 100.0	% △ 10.9	人 20,716	－ 100.0	% △ 1.9	人 20,372	－ 100.0	% △ 1.7
男 (外国人住民除く)		10,139	% 48.0	△ 10.3	9,980	% 48.2	△ 1.6	9,810	% 48.2	△ 1.7
女 (外国人住民除く)		11,972	% 52.0	△ 11.4	10,736	% 51.8	△ 2.2	10,562	% 51.8	△ 1.6
参 考	男(外国人住民)	29	26.9	－	43	32.1	48.3	46	34.8	7.0
	女(外国人住民)	79	73.1	－	91	67.9	15.2	86	65.2	△ 5.5

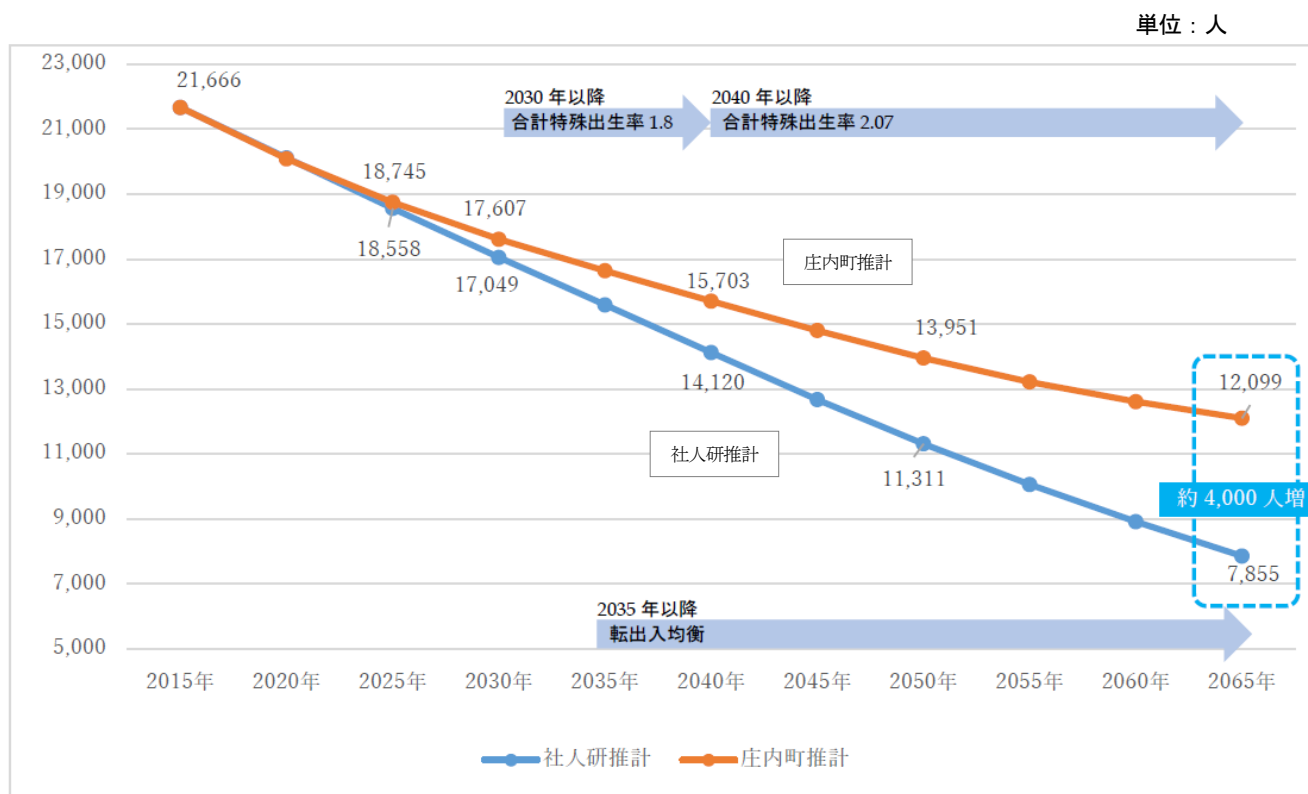
高齢者世帯の現状

(単位：世帯)

総世帯数	高 齢 者 世 帯 数			
	一人暮らし世帯	夫婦世帯	高齢者その他世帯	計
7,119	860	728	155	1,651

(R 2. 4. 1 現在 保健福祉課)

表 1-1 (3) 人口の見通し



(庄内町人口ビジョン)

(イ) 産業別就業人口

就業人口は、総人口に対して昭和 45 年の 53.4%を最高に、それ以降はほぼ横ばいとなっていました。近年の減少率は人口減少率を上回る数値となっており、平成 17 年では 49%と国勢調査人口の半数を割り込んでいます。産業別には、第一次産業の比率が大幅に減少し、第二次及び第三次産業の就業比率が高くなりましたが、平成 12 年をピークに第二次産業の比率が減少傾向に転じています。これは、農業情勢の変化による兼業化と新規就業者の減少、庄内地域における地域開発や企業誘致による雇用の創出、道路交通網の整備により通勤が容易になったことなどにより農業から他の産業に労働力の移動が進んだのち、国内製造業の国際化及び製造拠点の海外移転等の影響を受けた町内製造事業所が廃業又は移転したことが要因と考えられます。

表 1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 16,128	人 15,034	% △ 6.8	人 15,438	% 2.7	人 14,371	% △ 6.9	人 14,464	% 0.6
第一次産業 就業人口比率	% 63.3	% 56.5	-	% 50.3	-	% 38.7	-	% 29.9	-
第二次産業 就業人口比率	% 12.0	% 15.9	-	% 19.4	-	% 26.0	-	% 31.3	-
第三次産業 就業人口比率	% 24.7	% 27.6	-	% 30.4	-	% 35.2	-	% 38.9	-

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 14,255	% △ 1.4	人 14,147	% △ 0.8	人 13,665	% △ 3.4	人 12,787	% △ 6.4	人 12,135	% △ 5.1

第一次産業 就業人口比率	% 26.6	-	% 21.8	-	% 16.7	-	% 12.2	-	% 13.4	-
第二次産業 就業人口比率	% 34.6	-	% 38.3	-	% 39.2	-	% 39.7	-	% 33.1	-
第三次産業 就業人口比率	% 38.8	-	% 39.9	-	% 44.1	-	% 48.1	-	% 53.5	-

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 11,182	% △ 7.9	人 11,152	% △ 2.7
第一次産業 就業人口比率	% 13.2	-	% 12.9	-
第二次産業 就業人口比率	% 30.8	-	% 29.6	-
第三次産業 就業人口比率	% 55.7	-	% 56.5	-

(ウ)通勤、通学人口

日常の生活経済圏は、酒田・鶴岡両市を中心とする圏域に属し、通勤、通学及び買物にきわめて密接な関係にあります。就業者数は、町内が大幅に減少し、両市への依存度が年々増加する傾向にあります。交通網としては、酒田市にはＪＲ及び国道４７号、鶴岡市には国道３４５号で結ばれ、それぞれ３０分程度で通勤、通学が可能です。

常住地による 15 歳以上の就業・通学人口（国勢調査）

区分	昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年	
	就業者	通学者	就業者	通学者	就業者	通学者	就業者	通学者
総数	人 14,371	人 1,761	人 14,464	人 1,487	人 14,255	人 1,290	人 14,147	人 1,316
町内	11,495	574	10,856	453	10,096	421	9,505	452
他市町村	2,876	1,187	3,608	1,034	4,159	869	4,642	864
酒田市	1,647	631	1,982	556	2,100	481	2,248	448
鶴岡市	588	283	728	271	922	225	1,051	269
新庄市	52	1	48	1	57	3	48	0
その他	409	183	635	148	805	99	991	96

区分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	平成 27 年
	就業者	通学者	就業者	通学者	就業者	通学者	就業者 通学者	就業者 通学者
総数	人 13,665	人 1,273	人 12,787	人 1,036	人 12,135	人 984	人 12,135	人 11,930
町内	8,468	415	7,048	292	6,596	294	5,958	5,768
他市町村	5,197	858	5,739	744	5,539	690	576	692
酒田市	2,441	459	2,709	391	2,596	265	2,980	3,087
鶴岡市	1,176	250	1,325	231	2,018	419	2,430	2,259
新庄市	52	2	39	1	46	1	44	48
その他	1,233	104	1,397	99	879	5	147	76

新規学卒者の進路動向

区分		昭和 55 年度	昭和 60 年度	平成 2 年度	平成 7 年度	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
中学校	卒業生総数	人 422	人 346	人 389	人 363	人 299	人 271	人 264	人 213
	進学者	413	333	388	360	293	270	264	213
	就職者	5	2	0	3	0	0	0	0
	無業・その他	4	11	1	0	6	1	0	0
高等学校	卒業生総数	463	326	317	371	300	251	248	205
	進学者	59	40	45	118	104	152	165	116
	就職者	305	221	208	180	126	89	78	86
	無業・その他	99	65	64	73	70	10	5	3

(学校基本調査)

イ 産業別の推移と動向

(ア) 農業

農業は、町の基幹産業として町勢発展の重要な位置を占め、特に、水稻に対する依存度が高くなっています。しかし、近年の農業を取り巻く現状は、米の需要量の減少や農業者の高齢化などにより農家戸数の減少や後継者の他産業への流出となって表れています。

本町の営農形態は、水稻を基幹作物として、畜産・野菜・花き・果樹等を組み合わせた複合経営となっています。基盤となる農用地は、庄内平野の中央から東部に位置する水田と、立谷沢川の両岸に拓けている水田であり、県営ほ場整備事業及び団体営ほ場整備事業により 90%以上が整備されています。経営規模別農家数は、2ha 未満の農家が 26.3%、2ha 以上の農家が 73.7%になっており、農業生産は、水稻と畜産、施設園芸が約 9 割を占めています。

近年、消費者志向は食品の高品質、良食味及び安全・安心志向であり、米の需給構造の変化と水稻単一農業からの脱却を図り、所得安定のため園芸特産品の栽培や有機質堆肥等を使用した土づくりを基本に、環境にやさしい農業の確立と安全・安心な農産物生産を目指します。

(イ) 工業

本町の製造業は、基幹産業である農業を背景に地域の農畜産物を加工する食品製造業のほか、繊維工業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業などが主な業種となっており、その大半は中小企業・小規模事業者です。

かつては農業の機械化によって排出された労働力を吸収して中小規模の繊維、電子・電気部品等の製造事業所が立地し、操業していましたが、国内製造業の国際化及び製造拠点の海外移転等の影響を受け廃業又は移転し減少しています。

しかしながら、製造業は雇用吸収力が大きく、人口の流出防止に不可欠であるため既存事業者への支援はもとより、工業団地の造成や新たな企業の誘致活動に取り組み町内製造業の振興を図ってきました。

(ウ) 商業

本町の商業は、家族従業員による小規模経営の小売店が多くを占め、主として食料品・日用雑貨等の生活に密着した品目を取り扱ってきました。しかしながら交通インフラの整備、近隣市町への大型商業施設の立地や町内への大型店の出店、電子商取引の普及・浸透などにより消費者の購買行動が大きく変容した影響を受け、商品販売額及び事業所数が減少を続けています。また、経営者の高齢化が進む中、後継者不在により廃業する事業所も見受けられます。

(エ)観光

本町は磐梯朝日国立公園、最上川県立自然公園を背景とした素晴らしい自然資源に恵まれており、霊峰月山を始め、月山を源とする平成の名水百選、立谷沢川や雄大な月の沢渓谷、原生林、最上川舟下り、出羽三山といった全国的な観光地に囲まれています。そして、立谷沢川流域の地域資源の掘り起こしやトレッキング、グリーン・ツーリズムの推進のほか、月山登山ベースキャンプ地として月の沢温泉北月山荘は、立谷沢川流域の観光交流の拠点となっています。

さらには、農商工観連携の複合施設である庄内町新産業創造館「クラッセ」やギャラリー温泉「町湯」、八幡スポーツ公園、四季折々のイベント等、多彩な観光・交流資源を有し、観光交流人口は令和元年度には年間98万人に達しています。

今後も、庄内地域の玄関口の「滞在・交流する町」として、恵まれた地域資源を活かし、「住んでよし訪れてよしの観光地域づくり」とともに、地域特性を生かした滞在型観光メニューの開発・確立や、風土色豊かな特産品の活用、滞在拠点となる宿泊施設や飲食事業者等の連携により、「地元事業者が稼げる観光産業」を推進していく必要があります。

(3) 町行財政の状況

表 1－2 (1) 町財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	10,808,362	10,581,612	12,419,357	11,714,941	12,571,559	14,382,656
一般財源	8,011,502	7,559,383	8,375,987	8,665,200	8,966,681	9,356,087
国庫支出金	383,554	456,338	851,387	910,375	1,123,604	996,685
都道府県支出金	799,723	479,199	882,955	743,201	1,058,742	1,302,072
地方債	1,064,800	1,499,000	1,487,745	1,918,107	1,195,449	2,468,814
うち過疎対策事業債	409,700	575,000	223,100	685,500	512,400	356,200
その他	548,783	587,692	116,867	182,454	227,083	258,998
歳出総額 B	10,541,963	10,269,283	11,951,395	11,137,363	11,870,593	13,469,088
義務的経費	4,480,552	4,620,767	4,499,259	4,640,967	4,570,343	5,077,825
投資的経費	2,201,516	851,150	1,795,867	2,198,463	1,138,614	2,875,357
うち普通建設事業	2,155,605	1,726,347	816,896	2,144,021	1,138,591	2,745,603
その他	3,859,895	4,797,366	4,842,237	5,111,965	6,161,636	5,515,906
過疎対策事業費	1,821,818	2,329,734	2,145,323	1,913,381	2,307,340	1,572,280
歳入歳出差引額 C(A-B)	266,399	312,329	467,962	577,578	700,966	913,568
翌年度へ繰越すべき財源 D	38,145	66,862	75,685	12,206	98,746	17,067
実質収支 C-D	228,254	245,467	565,372	392,277	602,220	896,501
財政力指数	0.31	0.32	0.31	0.30	0.31	0.30
公債費負担比率	22.3	21.5	16.2	14.0	12.7	18.0
実質公債費比率	－	－	15.5	12.3	9.7	11.9
起債制限比率	12.4	13.8	－	－	－	－
経常収支比率	82.8	92.7	88.0	88.0	89.4	99.4
将来負担比率	－	－	101.5	92.8	82.8	72.3
地方債現在高	14,482,139	13,539,010	12,470,382	14,157,822	14,652,647	16,301,633

(注) 1 上記区分については、地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領等による。

行財政

本町の令和元年度の決算状況をみると、財政力指数は 0.30 となっており、歳入構造においては、町税等の自主財源は 29.5%で、地方交付税等の依存財源は 70.5%を占めています。歳出の性質別構成比においては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が 37.7%と高く、普通建設事業等の投資的経費が 21.3%、物件費等その他の経費が 41.0%で、財政基盤は脆弱なものとなっています。景気の低迷や国・県の財政状況も同様に厳しい中、引き続き財政の見通しは不透明な状況が続くものと見込まれます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率のうち令和元年度実質公債費比率は 11.9%で早期健全化基準の範囲内とはいえ、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は依然として高い水準にあることから、財政構造の硬直化が進んでいるといえます。

このような中で、住民の多様化する行政ニーズに的確に対応していくために、後年度において交付税措置のある過疎対策事業債は、本町の円滑な財政運営を支えるうえで欠かすことのできない重要な財源となっています。今後とも持続可能な財政運営を確立するため、事務事業の厳正な見直しと徹底した経費節減を行い、選択と集中により限られた財源の重点的・効率的な配分を図り、健全な財政運営に努めていかなければなりません。

表 1－2（２）主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成2年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
市町村道					
改良率(%)	5.9	51.4	65.5	85.3	87.4
舗装率(%)	5.1	62.6	75.9	90.9	93.3
農道					
延長(m)					47,967
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	18.1	20.2	18.4	27.6	－
林道					
延長(m)					36,632
林野 1ha 当たり林道延長(m)	1.7	3.5	3.6	3.6	－
水道普及率(%)	83.4	97.7	97.1	98.8	98.6
水洗化率(%)	－	－	－	63.9	82.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	0.6	1.3	2.1	12.7	13.8

区分	平成 25 年度末	令和元年度末
市町村道		
改良率(%)	87.6	87.7
舗装率(%)	93.5	93.6
農道		
延長(m)	47,967	47,967
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	－	－
林道		
延長(m)	36,632	40,194
林野 1ha 当たり林道延長(m)	－	－

水道普及率(%)	98.8	99.5
水洗化率(%)	85.0	89.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	14.4	15.9

(公共施設状況調等)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

これまでの過疎対策は、地方から都市への人口流出による地域社会の衰退に対応し、地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正などを目的として、市町村道や上下水道などの生活基盤や、農林水産業に関連する生産基盤の整備などの社会基盤整備を中心に進められてきました。しかしながら、全国的な人口減少や少子高齢化が進行する中で、特に過疎地域における人口減少、少子高齢化は顕著であり、担い手不足や地域コミュニティ機能の低下など様々な課題に直面しています。

新たな過疎対策においては、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方や、新型コロナウイルス感染拡大により顕在化した大都市への一極集中のリスクの一方で、低密度で豊かな自然環境で暮らすことができる場として再評価された過疎地域の価値を踏まえ、これまでの条件不利性の克服という過疎対策の基本を維持しつつも、引き続き過疎地域の住民が安心して暮らすための総合的な対策を実施し、地域資源を活かした振興策を推進することにより、過疎地域の持続的な発展を図っていくことが重要です。



ア 新たな人の流れの創出と移住・定住の促進

(ア) 新たな人の流れの創出

本町では、これまでも積極的に移住・定住の取組を推進してきましたが、近年、都市部の若者の間での「田園回帰」の潮流の高まりや、今般の新型コロナウイルスにより地方への関心が高まっていることから、この機を捉え、密を避けつつ自然が豊かな環境で、いきいきと暮らすことができる過疎地域の魅力を磨き上げ、都市部の移住希望者への情報発信や、都市部と過疎地域の連携・

交流など新たな人の流れを創出するとともに、地域の農産物や体験をビジネスとして提供するなど産業の活性化に活かす必要があります。

（イ）定住促進の視点からの対策

本町の恵まれた自然環境を満喫し、その中で子育てをしながら生活する。そんなライフスタイルを日本一の子育て支援により応援します。さらに、居住・就労に関する情報提供や相談機能を充実するとともに、移住・定住のための支援施策を展開します。

（ウ）既存ストックの活用対策

人口減少や少子化の進行により、学校施設をはじめ各種の遊休公共施設の有効活用が課題となっており、その有効活用に積極的に取り組んでいく必要があります。併せて、町内に点在する空き家についても、U・I・J ターン者の定住や体験宿泊の活用など、地域活性化のための検討が必要です。

イ 住民主体の地域づくりと担い手の育成・確保

（ア）コミュニティ機能の再生・活性化

人口減少・少子高齢化が進む過疎地域において、今後もコミュニティ機能を維持していくためには、住民一人ひとりが主体的に地域づくりに関わり、地域の課題解決に取り組むことが重要であり、住民主体の地域づくりを行うための主体となる「地域運営組織」や「小さな拠点」の形成に向けた取組などをさらに推進していく必要があります。

（イ）担い手の育成・確保

住民主体の地域づくりを進めるにあたっては、多様な世代が地域づくり活動を通じて、地域に誇りを持ち、自らが主体となって、地域の課題解決に率先して取り組む環境づくりを行いながら、地域を担うコア人材の育成・確保を図っていくことが重要です。

（ウ）住民自治とパートナーシップ（協働）づくりの推進

地域づくりを担う次世代の人材を育成していくためには、子供のうちから地域を知り、郷土を愛する心を育成することが大切であり、学校や地域と連携した地域づくり活動への取組が重要です。

また、移住者、地域おこし協力隊、関係人口などの外部人材も最大限に活用しながら、地域の課題を「我が事化」し、地域と行政が一体となって解決に向けて取り組んでいくという体制の構築が求められます。

ウ デジタル技術の活用

（ア）生活環境改善・生産性向上のための革新的技術の活用

担い手不足が深刻化する過疎地域において、革新的技術の活用は、条件不利性を解消し、少ない人口で地域社会を維持・発展させるための有効な手段であることから、積極的な活用を推進していく必要があります。医療や教育、地域交通など生活環境の改善や、農林水産業（産業分野）における省力化や生産性向上などの取り組みを進めていくことが重要になります。

（イ）情報通信基盤などの働きやすい環境整備と人材の育成・確保

コロナ禍の中でのデジタル化の急速な進行に伴い、テレワークやワーケーションなど地方に居ながら都市部の企業の仕事を行うような新たな働き方の導入が進んでいることから、情報通信基盤やサテライトオフィスの整備など、過疎地域であっても働きやすい環境を整備し、新たな働く場の創出につなげていくとともに、デジタル技術を活用できる人材の育成・確保を進めることが重要です。

(ウ) 超スマート社会の実現に向けた柔軟な取り組み

近年、AIやIoT、ICT、5Gなどの革新的技術を活用した超スマート社会「Society5.0」の実現に向けた取組が国を挙げて始まっていますが、一方で、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変革は、「Society5.0」の具体化の前提となる社会全体のデジタル化が十分進んでいないことを明白にしました。環境の整備やデジタル技術の導入を促進する一方で、高度なデジタル技術が発達していない段階にあっても、まずは既にある技術・ツールを活用し、「アナログ」と「デジタル」、「リアル」と「バーチャル」のそれぞれの良さを柔軟に組み合わせながら効用の最大化に取り組むことが重要です。

エ 住民が安心できる生活環境の確保

(ア) 地域に住み続けたい人々の生活を支援するための対策

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、地域社会の機能低下とともに、暮らしに必要なサービスの確保が難しくなっていることから、高齢者等の通院や買い物など日常生活に不可欠な生活交通の確保をはじめ、暮らしを維持していくための支援が必要です。特に、路線バスなどの公共交通機関の廃止・縮小が進んでいるため、路線バスに替わる交通手段の確保のほか、スクールバスの混乗運行、デマンド交通など、地域の状況に応じた交通システムを導入していくことが必要です。

また、空き家の増加がもたらす防災・防犯、環境衛生、景観上の諸問題が深刻化する恐れがあり、地域の活性化にも支障をきたすことから、空き家及び空き地の利活用を含め、空き家等の対策を推進していく必要があります。

さらに、少子高齢化に伴う地域コミュニティの弱体化が懸念される中で、次代を担う子どもたちへの地域文化の継承を行うとともに、地域・文化活動における中高齢者の活躍の場の確保により、高齢者等が孤立することなく、地域社会とのつながり、絆を持ちながら安心して生活できるよう、環境を整えていく必要があります。

(イ) 安全・安心な生活を確保するための対策

高齢者等が自立した生活を送るためには、要介護状態にならないための予防対策が重要であり、健康づくりから医療・介護まで保健・医療・福祉の関係機関が連携して、高齢者から乳幼児まで幅広いサービスの提供体制を充実する必要があります。

また、地域の消防防災活動を担う消防団員の確保が困難な状況になっていることから、日中の初期消火機能の弱体化が危惧されています。このため、既存の消防機能に加え、地域の自主防災組織や消防団OBを中心とした機能別団員との連携など、地域コミュニティによる支援体制を強化する必要があります。

さらに、高齢者世帯などの除排雪については、地域コミュニティで支える仕組みづくりとともに、除排雪ボランティアなどの取り組みが重要です。

(ウ) 農地・森林等が持つ公益的機能の保全

本町は、豊かな自然や農地・森林を有し、その適切な管理を通じて国土保全に貢献するとともに、食料の供給や水資源のかん養等の公益的な役割を担っています。これらの農地・森林を将来にわたり適切に維持していくためには、農林業を今後とも継続していくための対策を講じる必要があります。

(エ) 住民の「生活圏」の観点重視

住民の生活は、通勤・通学をはじめ通院や買い物など、その生活圏域は拡大する傾向にありますが、一方、徒歩圏で生活する高齢者も増加しており、日常生活に必要となる様々な機能を備えるべき圏域

については、広域的なネットワークの形成とともに集落内での利便性の確保を図るなど、重層的に捉える必要があります。

（オ）地域資源を活かした振興対策

豊かな自然環境や農林水産資源を活用した交流ビジネス（グリーン・ツーリズム）、農業を起点に生産から加工、流通・販売までの一連の流れを通じた6次産業化、食育・地産地消の推進、産地直売の拡大、地域農産物のブランド化などにより、地域経済の活性化を図る必要があります。森林資源については、その活用により需用を創出することで生産振興を図り、林業の継続できる仕組みを作っていく必要があります。

また、月山、羽黒山、最上川、立谷沢川などの自然資源、松尾芭蕉ゆかりの史跡など町内に有する歴史文化資源、東北最長のコースを誇る「カートソレイユ最上川」や優れた音響効果を備えた文化創造館「響ホール」などを活用し、体験型観光・学習型観光・交流型観光など観光の質的向上を図り、観光資源開発や人的交流を推進します。

さらに、本町が有する豊かな自然環境は、再生可能エネルギーを生み出す地域資源であることから、それらの地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入を促進することで、エネルギーの地産地消や地域資源活用による経済循環及び地域課題の解決に繋げていくことが重要です。

（カ）生活支援を基本として地域特性に応じた振興対策の推進

過疎地域に住む多くの人々が、引き続き今の地域で暮らし続けたいと考えている状況を踏まえ、現在の生活を維持していくための支援を基本に据え、地域それぞれの状況を踏まえながら、女性や高齢者等の知恵、ノウハウを生かした起業支援や地域づくり活動、企業誘致等の振興策を展開していくことが必要です。

オ 町の行財政基盤の強化と市町村間の広域連携

（ア）町の行財政基盤の強化

財政基盤や人員体制の脆弱な過疎市町村において、今後も質の高い行政サービスを継続し、老朽化の進む公共施設や文化財を維持管理していくためには、行財政基盤の充実・強化が必要です。

町の実情を踏まえ、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むため、本計画と第2次庄内町総合計画、第2期庄内町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び本計画に掲げた各種施策を実行することにより、活力ある地域を今後も持続していけるものと考えます。

（イ）市町村間の広域連携

単独の自治体で対応が難しい課題に対しては、県による補完の取組のほか、市町村間の広域連携による各種行政サービスの提供などにより課題解決を図っていくことが重要です。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2025年（令和7年）の人口は18,558人、2040年（令和22年）に15,000人を下回り、その後も減少を続け、2065年（令和47年）には7,855人まで減少するとされています。本計画と第2次庄内町総合計画、第2期庄内町まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合的かつ積極的に推進することによって、人口減少率の低下と、予測結果を上回る人口の確保を目指し、本計画最終年にあたる2025年（令和7年）の人口目標を19,000人としています。

区 分	令和2年度	令和7年度（目標）
人口全体	20,160 人	19,000 人
社会増減	△85 人	△60 人
自然増減	△215 人	△190 人
出生数	99 人	105 人

イ 財政力に関する目標

人口減少、少子化、高齢化がますます進行していき、社会保障費の増加が確実となっている中、普通交付税の合併算定の特例措置が終了する一方で、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい生活様式やデジタル化への対応なども見込まれており、歳入は減少傾向ながらも歳出は増加する難しい財政運営となることが予想されます。そのため、真に必要な行政サービスとは何かをこれまで以上に精査した事業の展開や自主財源確保に取り組む必要があります。

区 分	令和元年度	令和7年度（目標）
経常収支比率	99.4%	98.9%
町債残高 （臨時財政対策債を除く）	115 億 7,400 万円	98 億 5,100 万円
納税者数	12,187 人	11,400 人

ウ 地域の持続的発展のための基本となる目標

「持続可能な地域社会の形成」「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」のためには、住民が「住みよい」「住み続けたい」と感じながら暮らし、地域に根付いていくことが重要になります。令和元年度の町民幸福度アンケートでは「住みよいと感じている」と回答した方が67.4%だったため、次回アンケート実施時には70.0%を目指し、事業を進めていきます。

また、自助・互助を基本とした支え合いによる地域を将来に渡ってつくっていくため、健康福祉分野における住民主体の活動団体の活動を推進し、団体数の増加を目指します。

更に、住んでよし・訪れてよしの観光地域づくりや地域活力の向上を目指すための事業、移住定住施策を実施し、観光・交流人口と移住世帯数の増加につなげていきます。

区 分	令和元年度	令和7年度（目標）
町民アンケート「住みよいと感じる」回答	67.4%	70.0%
健康福祉分野における住民主体の活動の団体数	160 団体	200 団体
観光・交流人口	981,971 人	1,000,000 人
移住定住施策による移住世帯数	25 世帯	35 世帯

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

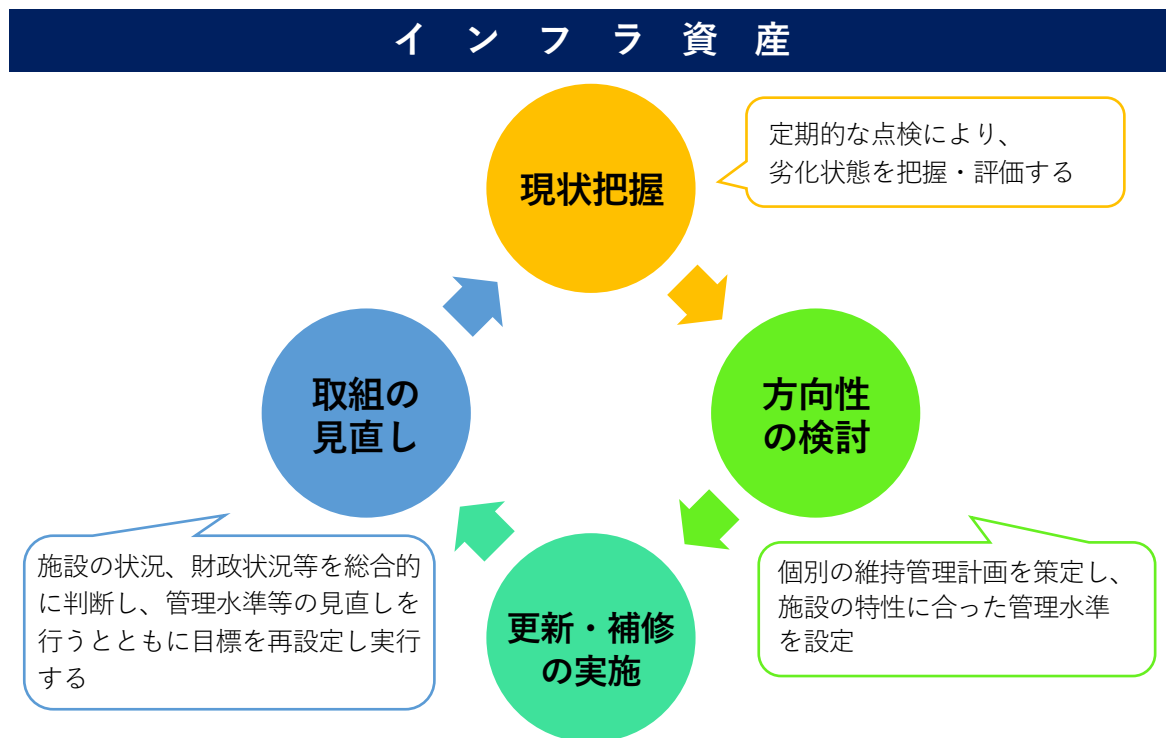
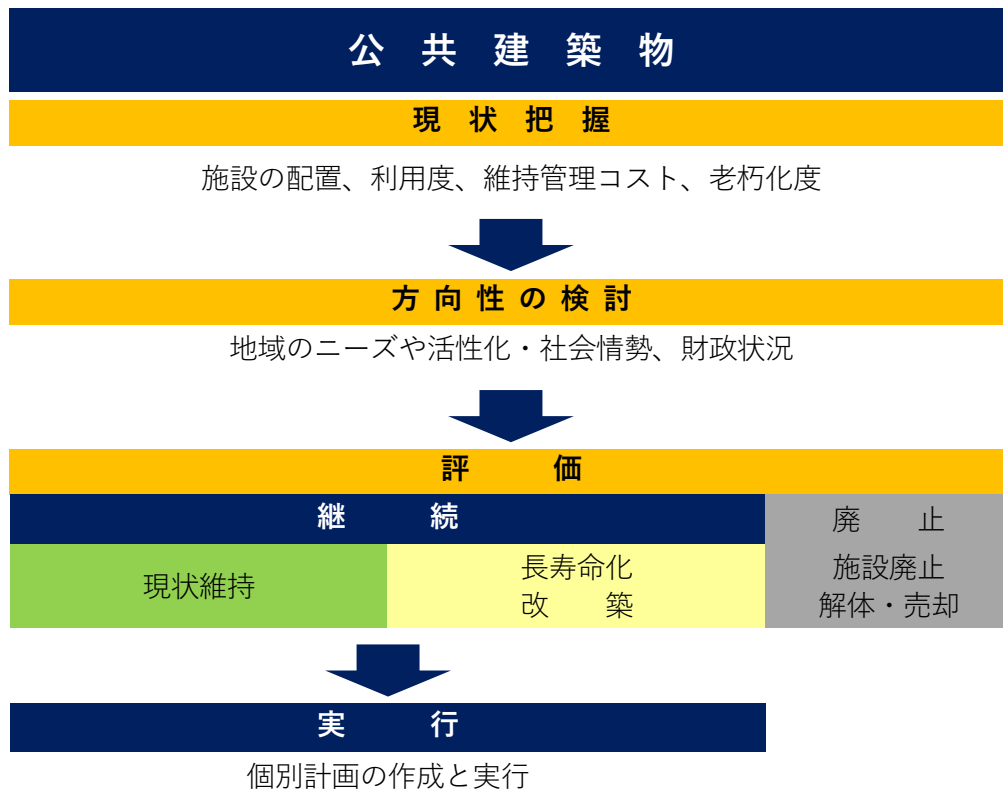
本計画を推進するにあたっては、PDCAサイクルに基づき、庄内町振興審議会において、毎年、基本目標に係る数値目標等をもとに達成状況と、実施した施策・事業の効果を検証します。

（7）計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

庄内町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に示す「総資産量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間活力の導入」に基づき、適切に公共施設等の管理運営を行い持続的発展に努める。



1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本町は、特色ある農業のまちとして発展してきましたが、人口は昭和 30 年をピークに減少の一途をたどり、少子高齢化の急速な進展と、三大都市圏をはじめとする都市部への人口流出により、平成 27 年には 21,666 人と 36.5%の減少となっています。今後も持続可能なまちづくりを進めていくためには、少子高齢化の進展に的確に対応し、住みよい環境を確保して若者の定着を図り、人口流出に歯止めをかけなければなりません。

本町の移住・定住の相談窓口としては、専担の係と移住コーディネーターを設置することで対外的にも分かりやすい相談体制を構築し、増加する相談業務に対応しています。

情報発信については、移住・定住に関する専用のホームページを運用するとともに、ガイドブックの発行や首都圏で移住セミナーに参加し、町内外に向けた町のPRに努めています。

移住・定住促進のための居住環境の整備については、町営住宅の整備、民間事業者が行う分譲宅地開発への支援、住宅建設・リフォームへの支援や若者夫婦世帯の住宅取得にかかる費用助成などを行い、庄内町空き家バンク制度により利活用可能な空き家の紹介をしています。

また、移住体験住居の運用により本町での生活体験を希望している方々のニーズに応えているほか、結婚を望む若者に出会いの機会を提供する結婚支援や郷土愛の醸成を図る同窓会支援を行うことで、若者定着にも力を入れています。

今後は、人々の地方回帰の流れを見据えて情報発信を強化し、先輩移住者や地域と連携した受け入れ態勢を構築して本町に移住・定住を希望する方々への支援を推進していくとともに、二地域居住や関係人口の拡大等、本町との関りを持つ方々を増やしていく取り組みを展開していく必要があります。

イ 地域間交流の促進

本町では、宮城県南三陸町と平成 18 年 5 月に友好町の盟約を締結し、教育、文化、産業等の各分野において相互交流を行っています。また、平成 17 年 8 月には国際化と国内外における民間交流の促進を目的とする庄内町国際交流協会が設立され、国内外との交流が展開されています。

今後もこうした交流を積極的に推進するとともに、地域外の人々を引きつける魅力となる資源を活用して関係人口を創出し、気楽に滞在・居住できる受け入れ体制を整えることが必要です。

ウ 人材育成

地域づくりの主たる担い手は地域住民ですが、地域におけるリーダー的人材の高齢化が進んでいます。持続可能なまちづくりを推進していくためには、幅広い世代からの参画と協働を実現し、各分野における人材育成が重要となります。

(2) その対策

ア 移住・定住に関する情報発信を強化します。

イ 首都圏での移住セミナー等に参加し、本町のPRを推進します。

ウ 移住体験住居を運用し、本町での生活体験及び移住相談の機会を創出します。

- エ 庄内町空き家バンクの充実を図るとともに、空き家及び空き地の有効活用を推進します。
- オ 移住者の仲間づくりとアフターフォローの機会として移住者交流会を開催します。
- カ 同窓会への支援や庄内町のファンを増やす取り組みの推進により、関係人口の拡大を図ります。
- キ 国際交流協会への支援により、町民主体の多様な国際理解・交流活動を推進します。
- ク 青少年や町民主体による宮城県南三陸町との交流を推進します。
- ケ まちづくりを担う人材育成事業を推進します。

(3) 計 画

事業計画（令和3～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住			
		定住促進対策事業	庄内町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	移住定住情報発信強化事業	庄内町	移住・定住に結び付けることで地域の持続的発展に資する
		定住促進空き家活用事業	庄内町	移住・定住に結び付けることで地域の持続的発展に資する
		空き家リノベーション事業	庄内町	移住・定住に結び付けることで地域の持続的発展に資する
		空き家利活用促進事業	庄内町	移住・定住に結び付けることで地域の持続的発展に資する
		関係人口拡大事業	庄内町	移住・定住に結び付けることで地域の持続的発展に資する
		地域おこし協力隊定着支援事業	庄内町	移住・定住に結び付けることで地域の持続的発展に資する
	地域間交流	国際交流事業	庄内町・庄内町国際交流協会	国際的な相互理解を図り、外国人でも住みやすい町づくりを推進することで、地域の持続的発展に資する
		宮城県南三陸町等との交流	庄内町・庄内町国際交流協会	友好町との交流を継続し、将来にわたる関係人口を増やし、地域の持続的発展に資する
		小学生国内交流	庄内町	子供たちを中心に将来にわたる関係人口を増やし、地域の持続的発展に資する
	人材育成	人材育成事業	庄内町	将来地域を牽引していくリーダーを育成し、地域の持続的発展に資する

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

庄内町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に示す「総資産量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間活力の導入」に基づき、適切に公共施設等の管理運営を行い持続的発展に努める。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町は、月山に源を発する清流立谷沢川と、日本三大急流の一つである最上川が流れ、町の北西部に米どころ庄内平野を形成する豊かな田園が広がっており、昔から農業を基幹産業として取り組んでいます。

本町の経営耕地面積は5,134haで、そのうち98.2%の5,044haが水田であり、平成30年の農業産出額（推計）88億円の63.6%を米が占めており、水稻が基幹作物となっています。今日、本町の農業を取り巻く現状については、農業者の高齢化や後継者不足などにより離農者が増加していることから、認定農業者等の担い手の確保、後継者や新規就農者の育成が重要となっています。さらに、効率的な農業経営を構築するため、農地の有効利用や農作業等の省力化・効率化、担い手への農地利用の集積・集約を推進していく必要があります。

売れる農産物づくりについては、主食用米の国内需要量が減少傾向にある中で、良食味かつ安全安心な米づくり、複合経営の推進や周年農業の確立、高品質な花の生産など、農畜産物のブランド化が求められています。また、農産加工や産地直売の拡大、食品製造業者等と連携した新商品開発など農業を起点とする農商工連携なども含めた多様な経営に取り組むことが重要となってきています。

農業生産基盤整備においては、ほ場整備事業により90%以上が整備されています。今後は、老朽化した幹線用排水路の改修やほ場整備未実施地区の整備などを推進する必要があります。

また、農業近代化施設においては農業協同組合、生産組織等により整備が進められ、大型・高性能機械導入による作業体系が図られています。

今後、農業生産の安定的な拡大を図るには、人・農地プランの活用を推進し、中心経営体の規模拡大と担い手の育成に努め、農用地の効率的利用による水稻と野菜、花き、畜産等複合経営による生産システムの構築と、食育・地産地消の拡大や、産地直売等を通じた周年農業可能な体系による農業所得の拡大を図っていくことが重要です。さらには、特性のある産地体制を確立するため、優れた経営感覚と技術を持つ担い手や組織の育成、U・I・Jターンによる新規就農者や後継者の育成・確保、集落営農や法人化の推進、農地の利用集積を促進していくことが大切です。

農家数・農家人口・専兼業別農家戸数の推移

（単位：人、戸）

区 分		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農 家 人 口		16,990	15,661	14,011	11,768	9,511	7,236	5,547	4,413
農 家 数		3,338	3,043	2,607	2,178	1,735	1,451	1,166	993
内 訳	専 業	125	167	132	106	79	119	148	204
	第一種兼業	1,445	1,270	993	775	556	503	396	287
	第二種兼業	1,768	1,606	1,482	1,297	1,100	829	622	502

（農林業センサス）

イ 林業

本町の森林面積は、15,487haで町面積の62.2%を占め、木材生産をはじめ、町土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等森林のもつ多面的な機能の維持を図っていくことが重要となっています。

人工林率は65.0%と高く、スギ林の多くが伐採期の10齢級（50年）を迎えることから、育成・保育・間伐中心の整備から、今後は伐採や木材等の資源利活用への転換が必要とされています。しかし

ながら、近年、林業を取り巻く状況は厳しく、木材価格の低迷、林業従事者の高齢化、後継者不足などにより間伐・保育等が適切に実施されていない森林が増加しており、新たに制定された森林経営管理制度により民有林の適正な管理を推進し、森林の持つ公益的機能の維持・保全を図るとともに、関係機関と連携しながら、効率的な森林施業や森林の管理に欠かせない林道、作業道の整備も計画的に推進する必要があります。

林野面積

区 分	国 有 林	私 有 林	公 有 林	計
保 有 面 積 (ha)	11,366	3,620	501	15,487
構 成 比 (%)	73.4	23.4	3.2	100.0

(農林課調)

保有規模別林業経営体数

区 分	1～3 ha	3～5 ha	5～10 ha	10～20 ha	20～30 ha	30～50 ha	50～100 ha	100 ha 以上	計
林業経営体	—	9	7	1	—	1	1	1	20
構成比 (%)	—	45.0	35.0	5.0	—	5.0	5.0	5.0	100.0

(2015 年農林業センサス)

ウ 水産業

本町は、豊かな自然と水資源に恵まれ、サケの放流事業等水産業の振興に努めています。

また、平成 20 年度より月山を源とする立谷沢川の豊かな清流を活用した淡水魚養殖事業を指定管理者制度の活用で再開しています。今後は、経営コスト、販路等の確保等、健全経営を行いながら事業を推進する必要があります。

エ 工業

本町製造業の売上高を日本標準産業分類（中分類）別で比較した場合、食料品製造業が約 6 割を占めており、このほか繊維工業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業が主な品目となっています。

経営形態の特徴としては、中小企業基本法に定める製造業の小規模事業者の基準となる従業員 20 人以下の事業者が多くを占めています。また、大多数が下請中小企業であり、経営環境は常に景気動向や大都市圏の親企業・取引先の経営状態に大きく依存しています。

平成 30 年の工業統計調査（従業者 4 人以上事業所）では、製造品出荷額の合計は東日本大震災発生前の水準に戻りつつありますが、1 事業所当たり 46,006 万円、従業者 1 人当たり 1,801 万円と県平均と比較して非常に低くなっています。

今後、少子高齢化が進み採用環境が厳しさを増すことが見込まれる中、労働生産性の向上や技術の承継に取り組み、事業継続ができるよう支援することが必要です。

また、本町では、地域における新たな産業及び雇用の創出を目的として工業団地たちかわ、庄内臨空工業団地あまるめの造成を実施し、企業誘致に取り組んでまいりました。

現在、企業の立地等により分譲は大方進んだものの、町内在住者の就労の場を充足するほどの新たな雇用の創出には至っていないと推察されます。このため、更なる企業誘致の取り組みによる分譲促進と新たな工業用地の確保が課題となっています。

工業の推移

区 分	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
事業所数(事業所)	62	59	60	57	59	55
従業員数(人)	1,401	1,209	1,256	1,251	1,278	1,151
製造出荷額(万円)	2,648,804	2,399,755	2,299,310	2,399,965	1,542,570	1,917,904

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
事業所数(事業所)	54	53	47	48	48	49
従業員数(人)	1,243	1,225	1,003	1,154	1,237	1,251
製造出荷額(万円)	1,825,898	2,275,473	1,638,026	2,185,792	2,290,560	2,254,292

(工業統計調査、従業員 4 人以上事業所)

オ 創業及び事業承継の促進

本町の事業所数は平成 3 年をピークに減少傾向を続けています。こうした中、創業や事業承継は、地域経済の活性化や活力の維持に重要であり、町民の就業機会を確保していくうえでも促進していく必要があります。創業については情報提供や事業計画作成、開業後のフォローアップまでの継続的なハンズオン支援が求められています。また、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が急速に進む中、少子化等の影響から、親族内での後継者の確保が厳しさを増しており、事業の譲渡等による事業引継ぎの必要性が年々高まっています。

事業所数及び従業員数の推移

区 分	平成 8 年	平成 13 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年
事業所数(事業所)	1,332	1,193	1,111	1,064	955	990	896
従業員数(人)	9,260	8,251	7,755	7,462	6,537	7,068	6,243

(事業所・企業統計調査、経済センサス)

カ 企業等の新たな事業活動の促進

中小企業等が取組む地域産業資源の活用、農商工等連携及び異業種連携による新たな産業の創出は、地域の経済活性化や課題解決に資する取組であるため、産官学金連携による支援体制を構築し、積極的に推進する必要があります。

キ 商業

本町の商業は、家族従業員による小規模経営の小売店が多くを占め、主な取扱商品は食料品・日用雑貨等となっています。商業全体では商店数、従業員数、年間販売額ともに減少傾向にあります。これは近隣市町への商業施設の立地や購入方法の多様化によって町外への消費の流出が進んでいることが要因として考えられ、交通インフラ整備によるストロー効果や高齢化・人口減少による地域の購買力低下などから、この動向は今後も続くと予想されます。

また、町内では、経営者の高齢化や後継者不足等による廃業も見られ、空き店舗の増加や中心市街地の空洞化が懸念されます。商店街は身近な購買機会の提供の場であることはもとより、地域活動の担い手でもあるため、商工会との連携により個店・商店街等の魅力創出や後継者の育成とともに、中心市街地活性化に向けた支援が求められています。

商業の推移

区 分	平成 11 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年
商店数(店)	374	303	318	284	198	191	178
従業員数(人)	1,455	1,293	1,352	1,248	895	940	859
年間販売額(万円)	2,765,015	2,257,511	2,379,926	2,753,139	1,631,848	2,023,276	2,312,336

(商業統計調査)

ク 観光

観光客の旅行形態やニーズは団体から個人へ、モノからコトへ、都市から地方へシフトしており、さらに急速なＩＣＴ化の進展等、観光産業を取り巻く情勢は大きく変化しております。

また、山形自動車の整備、山形新幹線新庄延伸、山形空港及び庄内空港への国際チャーター便の誘致、外航クルーズ船の酒田港寄港等、本町を含めた庄内地域へのインフラの整備が着実に進展しており、これまで以上に観光誘客の促進、消費の拡大など地方経済への波及効果が期待されます。

こうした状況を踏まえ、本町においても立谷沢川流域の自然環境や日本遺産、世界かんがい施設遺産に登録された地域資源等を活用した観光メニューの拡充、北月山荘周辺への誘客促進、清川歴史公園整備事業の推進、また、風車村やカートソレイユ最上川、ギャラリー温泉「町湯」などの観光・レクリエーション施設の整備と活用促進を図るとともに、体験・滞在交流型観光を拡充し、地域住民と来訪者の交流を促進することで、「住んでよし訪れてよしの観光地域づくり」を推進します。さらに、周辺自治体以外にも宮城県南三陸町や東京都港区との「広域観光連携の充実」を図るとともに、地域特性を生かした滞在型観光メニューの開発・確立や、風土色豊かな特産品の活用、滞在拠点となる宿泊施設や飲食事業者等の連携により、「地元事業者が稼げる観光産業」として展開していく必要があります。

観光施設等入込数（観光交流人口）の推移

(単位：人)

分 類	平成 18 年度	平成 20 年度	平成 23 年度	平成 26 年度	令和 2 年度
名 所 ・ 旧 跡	18,100	34,602	35,889	34,073	26,885
美術館・資料館等	48,502	58,286	47,443	52,814	17,874
体験・レジャー	101,566	90,436	85,139	467,919	418,091
産直施設等	65,406	58,609	65,896	53,751	169,379
祭り・イベント	59,700	71,802	73,207	94,643	3,937
宿泊施設	5,953	5,504	5,888	6,645	3,054
合 計	299,227	319,239	313,462	709,845	639,220

※注：令和2年度の入込数の合計は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度の入込数の合計 981,971 人から大幅な減少となった。
(商工観光課調)

(2) その対策

ア 農業次世代人材投資事業の実施

新規就農者を確保するため、経営が不安定な経営開始直後の期間において、農業技術の習得から就農後の定着までの生活費や所得を支援し、担い手の確保及び後継者や新規就農者の育成を推進します。

イ 園芸・畜産における競争力強化と所得向上支援の実施

園芸作物及び畜産における競争力強化及び所得向上を図るため、魅力ある園芸農業の追求に向け、

花きなど園芸品目の産地づくりに取り組む農業者、規模拡大や生産性向上、経営の効率化を図る意欲ある畜産経営体を支援します。

ウ 経営体育成支援の実施

地域農業の担い手が、経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化に取り組む際に必要となる農業用機械の導入に係る経費等について支援し、意欲ある多様な経営体の育成・確保を図ります。

エ 強い農業づくり支援事業の実施

消費者・実需者ニーズを踏まえた農畜産物の安定的供給の構築を図るため、農畜産物の高品質・高付加価値、低コスト化、市場流通システムの確立、食品流通の合理化等、産地としての持続性を確保し、収益力を向上する取り組みを推進します。

オ 食育・地産地消の充実、地域6次産業化の推進

家庭、学校や生産者等と連携し、食育・地産地消の推進を図ります。庄内町新産業創造館「クラスセ」及び庄内町立谷沢川流域活性化センター「タチラボ」の加工施設の利用や農商工及び観光産業との連携により地域ぐるみで総合的に行う6次産業化を推進します。地域の活性化の拠点である道の駅しょうないとして、庄内町農産物交流施設風車市場の賑わい化を図ります。

カ 農業生産基盤の整備

国営・県営事業をはじめとする土地改良事業による農業生産基盤整備を進めることにより、生産性の向上、生産コストの縮減等を促進します。

また、日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）による農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援するとともに制度の適切な運用に努めます。

キ 林業の振興

森林を町民共有の財産ととらえ、新たに制定された森林経営管理制度による林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図り、森林の有する公益的機能の維持・回復に努めるとともに森林に対する理解を深め、野外活動などの場として利用できる環境整備を推進します。

また、良質材の産出と間伐材の利用、木質バイオマス資源の利用促進など、地元森林資源の循環利用を促進します。

ク 内水面漁業の振興

内水面漁業関係団体への支援を行い、サケのふ化・稚魚放流を促進するとともに淡水魚養殖施設の活用を図り、地域と連携しながら淡水魚の養殖と販売を推進します。

ケ 工業の振興による活力

（ア） 生産設備等の導入による中小企業の労働生産性向上を促進し、技術力の向上や継承、採用環境が厳しい中での事業継続を支援します。

- (イ) 中小企業等が行う新商品開発や高度な技術力の習得、新分野への進出など経営の安定や付加価値を高める取組を支援します。

コ 新たな企業の立地促進

- (ア) 企業の設備投資や立地動向の情報収集を行うとともに、関係機関等と連携した誘致活動を展開します。
- (イ) 新たに立地若しくは拡充を行う企業には土地及び工場等の取得や雇用の拡大に対して支援を行います。
- (ウ) 新たな産業及び雇用を創出するため企業の立地に向けた環境・条件の整備を検討します。

サ 創業・事業承継支援

- (ア) 創業支援事業計画に基づき相談窓口の設置と創業支援施策の情報発信により、創業の機運醸成と希望者の掘起こしを図ります。また、商工会や金融機関など支援機関と連携し、創業に必要な知識・ノウハウの習得や事業計画作成、開業後のフォローアップまで継続的に支援する体制を構築します。
- (イ) 後継者不在の中小企業の事業継続や承継、譲渡・譲受等に関して、商工会や金融機関、山形県事業引継ぎ支援センター等と連携して適切な助言、情報提供及びマッチング支援などを行います。
- (ウ) 商工会等と連携した相談窓口の設置や空き店舗や貸工場・貸事務所の活用に向けた情報提供等の充実を図ります。

シ 企業等の新たな事業活動の促進

- (ア) 庄内町新産業創造館「クラッセ」を中心に関係機関、団体等との連携のもと、産業支援、研究開発機能の強化を図ります。また、行政や関係機関の支援施策の情報提供により地域資源の活用や農商工等連携などによる新商品の開発や販路開拓に取り組む事業者を積極的に支援します。
- (イ) 町内中小企業が、その経営力及び技術力の向上を目的として行う若手人材の育成の取組に対して支援を行います。

ス 商業の振興による賑わいづくり

- (ア) 飲食店によるにぎわい創出や個店及び商店街等の魅力を高める取組を支援し、町内既存商店等における消費喚起による商業の活性化と振興を図ります。
- (イ) 商工会青年部、商業振興グループ等の活動の支援とともに、若手人材の経営、技術研修への支援により、後継者の育成を図ります。

セ 商工業経営の体質強化の促進

- (ア) 経営発達支援計画に基づき商工会等との連携のもとで伴走型支援に資する施策を企画・展開し町内事業者の経営体質の改善並びに経営基盤の強化を図ります。
- (イ) 特に、小規模事業者は、地域経済だけでなくコミュニティの担い手としての側面もあるため、その存在意義を広く共有するとともに事業の継続について支援します。
- (ウ) 事業者の資金需要に対応するため、県や信用保証協会、商工会等と連携し、制度資金や利子補給、保証制度等の活用による円滑な資金調達を促進します。

- (エ) 勤労者の福利厚生向上と生活安定に向けた支援を図るとともに、研修等を通じて企業活動の促進により経営の改善並びに新たな雇用の創出を図ります。
- (オ) U・I・J ターン希望者の町内就労並びにU・I・J ターン者の雇用に取り組む企業の取組を支援し、人口減少の抑制、地域経済の活性化及び地域活力の維持・創出を図ります。

ソ 中心市街地活性化の推進

地域の特性を踏まえて中心市街地のにぎわいを創出するために町民、商工業者、まちづくり会社等が連携して行う取組を支援します。

タ 魅力ある観光物産事業の展開

- (ア) 霊峰月山山頂の町であることを踏まえ、北月山自然景観交流施設（北月山荘、ロッジ、ケビン）周辺を中心とした観光エリアの整備と平成の名水百選の立谷沢川流域の自然体験プログラムによるグリーン・ツーリズムの推進、清川歴史公園の利用促進及び整備事業の推進により、観光誘客を積極的に進めます。
- (イ) 農業体験を取り入れた教育旅行や田舎暮らし、自然体験や食文化、温泉等を組み合わせたメニュー・プログラムの整備等グリーン・ツーリズムの推進や、「まち歩き、むら歩き」を通して地域の人々と来訪者がふれあう交流を促進し、交流人口の拡大を図ります。
- (ウ) 風車村一帯の施設、桜の名所楯山公園、はたるの里、東北一のコース長を楽しめるカートソレイユ最上川、伝統的な町家をイメージした日帰り温泉施設ギャラリー温泉「町湯」などの観光関連施設の維持管理と利用促進を図ります。
- (エ) 友好町の南三陸町との交流や、はたるを縁に進めている港区を中心とした都市との交流により、交流人口の拡大と地元産品のPRや販売促進を図ります。
- (オ) 庄内町観光協会による観光専門員配置の取り組みや地域おこし協力隊の活用等、観光協会と連携しながら観光事業の推進を図ります。
- (カ) 地域特性を生かした滞在型メニューの開発・確立や、風土色豊かな特産品の活用、滞在拠点となる宿泊施設の整備等を促進し、新たな人の流れの創出、地域の飲食業者との連携、さらに観光団体等の育成・強化を図り「地元事業者が稼げる観光産業」として一体的に展開することで地域内外への経済波及効果を高めます。
- (キ) 観光・交流資源だけでなく、響ホールや八幡スポーツ公園をはじめとする文化・スポーツ資源等も有効に活用し、大規模な会議や大会の誘致を行うなど、庄内地域の中心の町としてのコンベンション機能の強化に向けた取り組みを推進します。

チ 県、他市町等との連携

上記対策は、庄内南部定住自立圏共生ビジョン及び庄内北部定住自立圏共生ビジョンに基づく他市町との連携のほか、県や民間事業者とも連携・協力して推進します。

(3) 計 画

事業計画（令和3～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備			
	農 業	上堰八力村堰地区かんがい排水事業 L=5,504m	山形県	
		吉田新堀西野地区かんがい排水事業 L=8,595m	山形県	
		町堰地区かんがい排水事業 L=2,380m	山形県	
		廿六木堰地区かんがい排水事業 L=851m	山形県	
		沢新田家根合吉田地区かんがい排水事業 L=7,110m	山形県	
		肝煎地区農地整備事業	山形県	
		常万1期地区農地整備事業	山形県	
		西興野地区農地整備事業	山形県	
		狩川東部地区農地整備事業	山形県	
		最上川下流地区基幹水利施設管理事業	山形県	
		最上川下流左岸地区国営土地改良事業	農林水産省	
		県営用排水施設等整備事業 排水施設5箇所	山形県	
		最上川下流右岸地区水利施設等保全高度化事業	山形県	
	(4)地場産業の振興			
	流通販売施設	農産物交流施設整備事業	庄内町	
		チャレンジショップ等整備事業	庄内町	
	(5)企業誘致			
	企業誘致施設	サテライトオフィス整備事業	庄内町	
	(6)起業の促進			
	企業促進施設	コワーキングスペース整備事業	庄内町	
	(9)観光又はレクリエーション			
		最上川さくら回廊整備	庄内町	
		楯山公園整備事業	庄内町	
		カートソレイユ最上川整備事業	庄内町	
		狩川駅周辺施設整備事業	庄内町	
		北月山自然景観交流施設整備事業	庄内町	
		清川歴史公園整備事業	庄内町	
		風車村一帯整備事業	庄内町	

		南部山村広場整備事業	庄内町	
		まちなか温泉整備事業	庄内町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第 1 次産業	間伐実施推進	出羽庄内森林組合	将来にわたり豊かな森林を保つ
		森林巡視事業推進	庄内町	将来にわたり豊かな森林を保つ
		多面的機能支払交付金事業	庄内町	農業の多面的機能を維持し、地域協働を推進することで地域の持続的発展に資する
		中山間地域等直接支払交付金事業	庄内町	農業の多面的機能を維持し、地域協働を推進することで地域の持続的発展に資する
		環境保全型農業直接支払交付金事業	庄内町	地球温暖化と生物多様性保全等に効果の高い営農活動を推進することで、地域の自然環境保全と持続的発展に資する
	商工業・6次産業化	地域6次産業化推進事業	庄内町	地域の産業を活性化させ、地域の持続的発展に資する
		地域ブランド創生事業	庄内町	地域の産業を活性化させ、地域の持続的発展に資する
		農産物交流施設誘客拡大事業	農産物交流施設管理運営組合	地元生産者の生産意欲向上と産直施設の賑わい化を図り、地域の持続的発展に資する
		起業支援	庄内町	地域に根付く起業者を支援し、地域の持続的発展に資する
		商工会育成事業	庄内町	商工会を通じて中小企業とりわけ小規模事業者に対する伴走型支援等による事業の継続・発展を図り、地域の持続的発展に資する
		小規模事業者持続化支援事業	庄内町	生産性向上又は販路開拓による事業継続に取り組む小規模事業者を支援し、地域の持続的発展に資する
		飲食店等にぎわい応援事業	庄内町商工会	飲食店が集積する地域の特色を活用してスタンプラリー事業を継続的に実施することにより、地域の持続的発展に資する
		商工業振興支援事業 (企業振興支援事業)	庄内町	商談会や展示会への出展による取引先開拓又は販路拡大に取り組む商工業者を支援することにより地域の持続的発展に資する

		商工業振興支援事業 (商工業振興支援事業)	庄内町	商工会青年部が実施する地域活性化を目的とした事業に対して支援することにより地域の持続的発展に資する
		商店街活性化キャンペーン事業	庄内町	商店街等商業団体の活性化に向けた事業を支援することにより事業者数の維持及び地域経済の持続的発展に資する
		中小企業等人材育成	庄内町	経営者を含めた若手人材の育成を支援することにより中小企業者の事業継続及び経営発展に資する
		商工業振興資金利子補給	庄内町	中小企業者の資金繰りの負担軽減を図ることにより地域経済の持続的発展に資する
		まちゼミ推進事業	庄内町	地元商店やその店主等を知っていただくための無料講座の実施を通じて新規顧客やファン獲得を図り、地域商業の活性化及び持続的発展に資する
		中心市街地まちづくり助成金	庄内町	商店街、地域住民等有志が行うにぎわいづくりを目的とした事業を支援することにより地域の活性化と持続的発展に資する
	観光	観光協会育成事業	庄内町 観光協会	地域住民や関係団体等が連携して行う地域色豊かで魅力ある観光事業を支援することにより地域の活性化と持続的発展に資する
		観光開発育成（支援）事業	庄内町 観光協会	滞在型観光事業の推進により交流人口や関係人口の拡大を図り、地域の活性化と持続的発展に資する
		観光振興事業	庄内町 庄内町 観光協会	地元事業者が稼げる観光産業づくりを目的に地域資源を活用した観光振興を図り、地域の持続的発展に資する
	企業誘致	企業誘致の促進（企業振興奨励、用地取得助成、雇用促進助成）	庄内町	企業の立地に向けた支援を通じて雇用の創出、地元への定着・回帰等を図ることにより地域の持続的発展に資する
	その他	高齢者向け買い物支援事業	庄内町・農産物交流施設 管理運営組合	地元産野菜等の消費と高齢者への買い物支援で産業と生活の持続化を図り、地域の持続的発展に資する

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
庄内町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記3産業の振興の(2)その対策及び(3)計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

庄内町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に示す「総資産量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間活力の導入」に基づき、適切に公共施設等の管理運営を行い持続的発展に努める。

3 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町は、町内の各公共施設を光ファイバケーブルで繋ぐ地域公共ネットワークの整備と、地理的な制約から民間事業者による光ファイバ網の整備が期待できない過疎地域との情報格差を解消するため、情報通信基盤の整備を行ってきました。これにより、すべての町民が超高速・大容量のインターネットを利用できる環境を実現しています。

また、総合行政ネットワーク(LGWAN)、住民基本台帳ネットワークシステムや県と市町村が共同で構築した電子申請システムなどの活用により、電子自治体の推進と公共施設等における情報の相互連携により効率的なサービスを提供するため、行政における情報化の推進を図ってきました。

今後は、本町が整備した光ファイバ網の更なる有効活用を図るため、電気通信事業者などの関係機関と連携し、地域の福祉、産業や教育など多様な分野における情報化の推進が重要になります。また、町民サービスの向上と自治体経営の効率化をより一層推進するため、セキュリティ対策を講じながら、既存の情報システムの見直しや新規システムの導入を計画的に進めることも重要となります。

コロナ禍におけるデジタル化の急速な進行に伴い、デジタル化から取り残されることや、地域や世代による情報格差なく、誰もがデジタル化の恩恵を受けることができるよう、国・県や民間事業者など、関係機関との連携によりデジタル活用支援などの新たな取り組みを構築し、本町の持続的発展を実現するため、地域の情報化に努めていく必要があります。

(2) その対策

ア 電子自治体の推進

- (ア) 電子自治体の推進による行政手続きのデジタル化に向けた整備・運用
- (イ) 共同利用の推進と住民基本台帳ネットワークシステムの安定運用
- (ウ) 現行の電子申請システムの運用と次期電子申請システムの運用に向けた整備
- (エ) 業務継続可能な冗長化対策による総合行政ネットワークの運用
- (オ) パソコン等情報関連機器の整備

(カ) マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスの運用

イ 地域情報化の推進

(ア) 余芯の有効活用を図るため電気通信事業者などの関係機関と連携した地域公共ネットワーク及び地域情報通信基盤の運用

(イ) 情報格差の解消と町民の利便性の向上を図るための公衆無線LAN整備

(ウ) デジタル活用支援

(3) 計 画

事業計画（令和3～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 地 域 に お ける 情 報 化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	立川地域防災行政無線再整備	庄内町	
	その他	総合行政ネットワークの運用	庄内町	
		住民基本台帳ネットワークシステムの運用	庄内町	
		電子申請システムの運用	山形県・庄内町	
		パソコン等情報関連機器の整	庄内町	
		地域公共ネットワークの運用	庄内町	
		地域情報通信基盤の運用	庄内町	
		公衆無線LANの整備	庄内町	
		コンビニ交付サービスの運用	庄内町	
		行政手続きのデジタル化にか かるシステムの整備・運用	庄内町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	デジタル技術 活用	デジタル活用支援事業	庄内町	デジタル化から取り残され ることなく誰もが恩恵を受 けられるよう活用支援をす ることで利便性が高く住み やすい地域の持続的発展に 資する

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

庄内町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に示す「総資産量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間活力の導入」に基づき、適切に公共施設等の管理運営を行い持続的発展に努める。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本町における道路網は、宮城県石巻市と酒田市を結ぶ一般国道 47 号、新潟市と遊佐町を結ぶ一般国道 345 号並びに主要地方道庄内空港立川線、酒田鶴岡線、余目加茂線、余目温海線、立川羽黒山線及び羽黒立川線を動脈とし、他に一般県道 13 路線、幹線町道 55 路線をもって主要道路網を構成しています。

市街地における交通渋滞緩和のために、国道 47 号においては昭和 44 年に清川地区、昭和 56 年に狩川地区、昭和 63 年に南野地区、平成 13 年に常万地区がバイパス化、平成 30 年 3 月には高規格幹線道路「新庄酒田道路」の一部をなす余目～酒田間が開通し、国道 345 号においても狩川地区で昭和 56 年にバイパス整備が完成しています。

主要地方道においてもバイパス化が進められており、立川羽黒山線で唯一集落内を通過していた鉢子地内は平成 14 年度に、余目地域の庄内空港立川線は平成 12 年度にバイパス化が完成し、大型車の通行に伴う騒音の解消と、歩行時の安全性向上が図られています。また、庄内空港や山形新幹線に加え、日本海沿岸東北自動車道等の高速交通網の整備に伴って、これらとアクセスする広域的道路網の整備が、地域の持続的発展を図る上で重要な課題の一つとなっています。そのためにも高規格幹線道路「新庄酒田道路」の整備や一般県道余目松山線の庄内橋の架け替え等を促進する必要があります。

町道については、平成 26 年 4 月で全体の改良済延長が 232,588m、改良率が 87.6%であったものが、令和 2 年 4 月では改良済延長が 233,440m、改良率が 87.7%となっています。また、舗装済延長においては、平成 23 年 4 月では 246,801m、舗装率 93.3%であったものが、令和 2 年 4 月では舗装済延長 249,193m、舗装率 93.6%となっており、改良、舗装とも整備が進んでいます。

今後の幹線町道については、国・県道とネットワークの形成を図りながら、通勤・通学・買い物・通院など基本的な日常生活を支える施設や各種コミュニティ施設へのアクセス、地域産業の振興等が促進されるような道路網の整備を進めて行く必要があります。また、日常生活に欠かせない集落内及び集落外道路については、優先順位をつけて計画的に整備を促進するとともに、通学路の安全対策をすすめながら道路網の整備を図ります。さらに、冬期間における交通確保は重要な課題であり、町民の足を確保するため、早朝除雪と効率的排雪作業に努めます。

道路の整備状況

区 分		延 長	内 訳			
			改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
町 道	1 級	63,006 ^m	62,723 ^m	99.6 [%]	59,828 ^m	95.0 [%]
	2 級	36,137	32,856	90.9	34,355	95.1
	そ の 他	167,126	137,861	82.5	155,010	92.8
	合 計	266,269	233,440	87.7	249,193	93.6

(R2. 4. 1 現在 道路現況調査)

イ 鉄道

本町は、JR 陸羽西線及び JR 羽越本線の 2 路線が通っており、通勤、通学等の公共交通機関として重要な役割を果たしていますが、利用者の減少と赤字路線から狩川駅、清川駅、南野駅、北余目駅、

西袋駅とも無人化されています。また、両路線とも首都圏及び内陸、新潟方面を結ぶ連絡線として、観光等においても期待されることから輸送機能の強化及び利用拡大を図っていく必要があります。さらに、余目駅、狩川駅両駅舎のあり方やバリアフリー化、周辺の整備が今後の課題となっています。

ウ バス

町営バス等の公共交通機関については、路線バスの代替手段としてデマンドタクシーの新設を検討し、今後も引き続き、交通弱者である高齢者の通院・買い物や子どもの通学等のための足の確保を図っていく必要があります。また、庄内町役場を乗継拠点とした中心市街地内の移動の円滑化や公共交通機関によるアクセスとネットワークを強化し、住民利用における利便性の向上と誘客を促進し観光振興につながる交流人口の拡大を図っていく必要があります。

町営（地域）バス利用状況

区 分	平成 24 年度	平成 26 年度	平成 28 年度	平成 30 年度	令和 2 年度
町営バス利用者数(人)	30,421	25,731	23,990	21,089	17,267
デマンドタクシー利用者数(人)	2,715	3,012	3,487	3,778	3,261
合 計(人)	33,136	28,743	27,477	24,867	20,528

(企画情報課調)

エ 交通安全

本町では、交通安全専門指導員を配置し保育園、幼稚園、小学校、中学校、老人クラブ、部落公民館等に派遣して交通安全教育を推進してきましたが、今後も地域ぐるみ、職場ぐるみの交通安全指導強化など、創意工夫を重ね安全教育の徹底を図る必要があります。

また、高齢者の交通事故防止及び飲酒運転の撲滅等の徹底を図るため、広報車や防災無線を活用して住民への啓発活動を積極的に進めます。また、町内の危険箇所を点検し、カーブミラー、赤色回転灯等を計画的に整備する必要があります。

さらに、市街地の道路改良と合わせ、歩行者等の安全を確保する歩道の整備を図る必要があります。

(2) その対策

ア 地域高規格道路「新庄酒田道路」の整備促進

イ 主要地方道庄内空港立川線の防雪柵の整備促進（大真木～国道 345 号）

ウ 主要地方道余目加茂線の防雪柵の整備促進（家根合）

エ 主要地方道立川羽黒山線の自歩道の整備促進（肝煎～松野木、鉢子～木の沢、木の沢～科沢、工藤沢～羽黒）

オ 主要地方道立川羽黒山線の整備促進（清川～片倉）

カ 一般県道余目松山線の庄内橋架替

キ 一般県道大中島工藤沢線の自歩道の整備促進（新田～大中島、大中島～瀬場）

ク 一般県道中川代川尻余目線の防雪柵の整備促進（主殿新田）

ケ 一般県道浜中余目線の防雪柵の整備促進（深川、久田）

コ 一般県道砂越余目線の整備促進（茶屋町～御殿町）

サ 一般県道大沼新田清川停車場線の歩道の整備促進（清川橋）

シ 通学路の歩道整備

ス 計画的・効率的な道路ストックの長寿命化・更新

- セ 町道の改良率及び舗装率向上
- ソ 防雪柵の計画的整備及び除雪体制の確立による冬期間の交通確保
- タ 基幹農道等の改良舗装及び林道網の整備
- チ 災害時の情報収集や住民に対する情報提供に有効な防災行政用無線施設の再整備
- ツ 羽越本線の高速化に向けた整備促進
- テ 子どもや高齢者等、住民の足を確保するとともに、利便性や効率性を見据えたバス路線の整備や運行体系の見直し
- ト 交通事故防止並びに徒歩及び自転車通学の安全を図る交通安全施設の整備充実

(3) 計 画

事業計画（令和3～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道			
	道 路	清川木の沢線照明灯設置 N=1基	庄内町	
		清川木の沢線防雪柵設置 L=100m	庄内町	
		山居中線改良舗装 L=100m W=4.0(5.0)m	庄内町	
		小縄殿田線外3路線改良舗装 L=1,100m W=6.0m	庄内町	
		今岡荒鍋東興野線歩道整備 L=300m W=2.5m	庄内町	
		三ヶ沢白山口線改良舗装 L=106m W=4.0(5.0)m	庄内町	
		馬場玉坂線改良舗装 L=120m W=4.0(5.0)m	庄内町	
		玉坂宇津野線改良舗装 L=200m 拡幅 W=1.0m	庄内町	
		立川中学校線改良舗装 L=100m W=5.5(7.0)m 片3.0m	庄内町	
		今岡岡線改良舗装 L=100m W=3.0m	庄内町	
		千本杉線改良舗装 L=150m W=6.0m	庄内町	
		荒鍋出川原線改良舗装 L=100m W=5.0m	庄内町	
		添津桑田大真木線改良舗装 L=800m W=4.0(5.0)m	庄内町	
		貢地目今岡線舗装 L=100m W=3.0m	庄内町	
		三ヶ沢集荷所線舗装 L=117m W=4.0m	庄内町	
		西興野古関線外改良舗装 L=1,500m W=4.0(5.0)m	庄内町	
		西興野北線外改良舗装 L=400m W=5.5m	庄内町	
		千本杉村中線改良舗装 L=320m W=4.0(5.0)m	庄内町	
		西興野線外2路線舗装 L=310m W=3.0m	庄内町	
		表町館長畑線歩道整備 L=322m W=5.5(7.0)m 両2.0m	庄内町	

	高田麦 4 号線交差点改良	庄内町	
	ガス基地線改良舗装 L=260m W=7.0m	庄内町	
	表町御殿町 1 号線外改良舗装 L=100m W=5.0m	庄内町	
	三人谷地興野線道路改良 L=100m W=7.0m	庄内町	
	西野大淵線舗装 L=700m W=5.0(6.0)m	庄内町	
	宮曾根家根合線舗装 L=120m	庄内町	
	深川西野線舗装 L=200m W=5.0(6.0)m	庄内町	
	余目こ線橋 2 号線舗装 L=200m W=1.5m 片 2.0m	庄内町	
	余目新田中堀野線防雪柵設置 L=30m 吹止式下部収納型	庄内町	
	払田茗荷瀬線歩道整備 L=200m W=4.0(6.0)m 片 2.0m	庄内町	
	沢田福原中堀野線防雪柵設置 L=1000m 吹払式	庄内町	
	常万 1 号線道路改良 L=50m W=2.0m	庄内町	
	沢田 1 号線外道路改良 L=150m W=6.0m	庄内町	
	余目新田中堀野線改良舗装 L=350m W=1.0m	庄内町	
	余目新田連枝古閑線舗装 L=300m W=6.0m	庄内町	
	余目こ線橋 2 号線舗装 L=200m	庄内町	
	東一番町 4 号線舗装 L=100m	庄内町	
	平岡榎木線防雪柵設置 L=550m 吹払式	庄内町	
	茶屋町猿田線改良舗装 L=164m W=0.3m	庄内町	
	廿六木 7 号線交差点改良	庄内町	
	八幡橋大塚線歩道整備 L=354m W=2.0m	庄内町	
	仲町茶屋町線道路改良	庄内町	
	茶屋町猿田線道路改良 L=160m W=5.9m	庄内町	
	提興屋槇島線舗装 L=450m W=5.0(6.0)m	庄内町	
	平岡榎木線舗装 L=130m	庄内町	
	茶屋町廿六木線道路改良舗装 L=120m W=5.5(7.0)m 片 2.5m	庄内町	
	跡 1 号線道路改良 L=150m W=6.2m	庄内町	
	大塚榎木提興屋線道路改良 L=100m W=7.3m	庄内町	
	廿六木 5 号線道路改良 L=100m W=5.3m	庄内町	
	平岡 1 号線道路改良 L=100m W=3.6m	庄内町	

		廻館前田野目線歩道整備 L=100m W=5.5(7.0)m	庄内町	
		余目新田連枝古閑線防雪柵設置 L=200m 吹払式	庄内町	
		吉方前田野目線防雪柵設置 L=400m 吹止式	庄内町	
		古閑6号線道路改良(踏切拡幅) L=10m W=5.5(7.5)m	庄内町	
		南興屋2号線道路改良 L=100m W=4.0(5.0)m	庄内町	
		南野新田1号線道路改良 L=100m W=5.0m	庄内町	
		主殿新田線舗装 L=100m W=6.0m	庄内町	
		廻館1号線道路改良(橋梁拡幅) L=5m W=5.5(7.5)m	庄内町	
		吉方前田野目線改良舗装 L=100m W=6.6m	庄内町	
		前田野目福島線改良舗装 L=220m W=6.1m	庄内町	
		南興屋1号線外2路線改良舗装 L=160m W=3.2m	庄内町	
		福島1号線改良舗装 L=120m W=3.4m	庄内町	
		前田野目3号線改良舗装 L=100m W=4.0m	庄内町	
		南野連枝線防護柵設置 L=200m	庄内町	
		大真木桑田線舗装 L=800m W=6.0m	庄内町	
		福島1号線改良舗装 L=109m W=6.0m	庄内町	
		返吉桑田線改良舗装 L=200m W=4.0(5.0)m	庄内町	
		西袋10号線舗装 L=100m W=5.0m	庄内町	
		古閑4号線舗装 L=30m W=5.0(6.0)m	庄内町	
		古閑1号線道路改良(拡幅) L=100m W=1.0m	庄内町	
		下梵天塚廿六木線(仮称)道路新設改良 L=150m W=12.0m 片2.5m	庄内町	
		肝煎添津線改良舗装 L=1,700m W=6.0(8.0)m	庄内町	
		松陽2号線改良舗装 L=300m W=6.0(8.0)m	庄内町	
		榎木丸沼線改良舗装 L=250m W=6.0(8.0)m	庄内町	
		廻館前田野目線防雪柵設置 L=600m 吹止式下部収納型	庄内町	
		本小野方廻館廿六木線舗装補修 L=8,720m W=6.0(8.0)m	庄内町	
		吉岡広野線舗装補修 L=3,400m W=6.0(8.0)m	庄内町	
		南野連枝線舗装補修 L=2,000m W=4.0(6.3)m	庄内町	
		県事業負担金(道路改良工事他)	山形県	
	橋 梁	橋梁長寿命化修繕 N=30 橋	庄内町	

(2)農 道			
(3)林 道			
	立谷沢線開設 L=22,500m W=4.0m	庄内町	
	松の木線開設 L=1,600m W=4.0m	庄内町	
	漆沢線開設 L=1,000m W=4.0m	庄内町	
	丸山2号線開設 L=800m W=4.0m	庄内町	
	白山沢線改良 L=1,000m W=4.0m	庄内町	
	橋梁長寿命化修繕 N=11 橋	庄内町	
(6)自動車等			
自動車	町営バス車両購入	庄内町	
(8)道路整備機械等			
	除雪車の更新、増強	庄内町	
(9)過疎地域持続的発展特別事業			
	町営バス・デマンドタクシーの運行及びバス路線の維持確保事業	庄内町	交通弱者の足を確保することで利便性が高く住みやすい地域の持続的発展に資する

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

庄内町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に示す「総資産量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間活力の導入」に基づき、適切に公共施設等の管理運営を行い持続的発展に努める。

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本町の水道給水人口は 20,364 人で普及率 99.5%と県内でも上位にありますが、上水道の経年化した配水池等の施設整備・改修が今後の課題となっています。

水道施設の整備状況

水 道 名	計画給水人口 〔人〕	現在給水区域内人口 A 〔人〕	現在給水人口 B 〔人〕	普 及 率 B/A 〔%〕
庄 内 町 上 水 道	21,161	20,470	20,364	99.5

(R3.3.31 現在 水道担当課調)

イ 環境衛生

本町は、霊峰月山と清流立谷沢川、一望千里の庄内平野に代表される水と緑の豊かな自然を誇る町

です。これらの豊かな自然環境の保全に向け、町民や事業者の環境保全意識の高揚や自主的な環境保全活動の促進、公害の未然防止等に努める取り組みを積極的に進めていく必要があります。

また、ごみ・し尿は、酒田地区広域行政組合において広域的に処理しており、これまで、広報・啓発活動等を通じてごみの減量化や分別排出、リサイクルの促進に努めるとともに、関係機関との連携のもと、不法投棄対策も進めてきました。しかし、ごみの排出量は微減であるものの、堆肥生産センター廃止に伴い堆肥化による生ごみのリサイクルがなくなりリサイクル率が低下しているとともに、不法投棄も後を絶たず、対応の強化が課題となっています。

このため、町民の理解と協力のもと、ごみの減量化や分別の徹底、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型社会の形成を目指していく必要があります。

ウ 消防施設

本町の常備消防は、酒田市と遊佐町との3市町で酒田地区広域行政組合を組織し、消防署余目分署（職員19名。消防ポンプ車、救急車及び広報車各1台）及び消防署立川分署（職員12名。消防ポンプ車、救急車及び広報車各1台）による体制が敷かれています。

また、非常備消防は、令和3年4月1日現在、団員887名、消防ポンプ車9台（多機能車1台含む）、小型動力ポンプ積載車20台、小型動力ポンプ67台をもって組織されています。今後も持続的な消防機動力の強化並びに老朽化する備品の更新及び消火栓、防火水槽等の施設整備が課題となっています。

エ 公営住宅

本町の公営住宅等は、平成27年4月現在、県営住宅34戸、町営住宅が121戸、特定公共賃貸住宅13戸、若者定住促進住宅15戸、子育て応援住宅16戸となっています。良好な住宅・住環境の確保は、人々の定住・移住を促進するための重要な条件であり、まちづくりの基本となるものです。今後とも、既存の町営住宅等の長寿命化、営繕費用の平準化を図るなど、適正な管理を行っていく必要があります。

オ 下水道の整備

本町の下水道関係施設は最上川下流域下水道事業（庄内処理区）関連公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併浄化槽設置整備事業により計画的に整備を行ってきたことから、普及率は99.4%（下水道78.1%、農業集落排水19.7%、合併処理浄化槽1.6%）と県内でも上位にありますが、経年化した下水道施設等の整備・改修が今後の課題となっています。

カ 空家等対策

高齢化や人口減少の進展に伴い、今後ますます空き家及び空き地の増加が懸念されます。現状では、売却や賃貸の目的がなく未活用となっている空き家が多くを占めており、空き家バンクへの登録など、空き家等の利活用の促進が重要となっています。そのため、空き家等に関する情報収集に努め、管理不全な状態にある空き家等の所有者や管理者に適切な措置を求める等の対応を講じ、防災、衛生、景観等の生活環境の保護、保全に努める必要があります。

（２）その対策

ア 上水道

安全で安心な水道水を安定して供給するには、経年化施設の計画的整備・改修が重要であり、そのため、経年配水管更新計画の進捗を図ります。また、多額の事業費を要する配水池改修については、その施設の将来的な利用形態について調査検討を加えながら、計画的に整備を推進します。

イ 環境衛生

環境保全に関わる啓発活動を推進し、町民や事業者の環境保全意識の高揚を図りながら、自然保護活動や環境美化活動をはじめ、各種の環境配慮行動・環境保全活動を促進します。

ごみ処理については、出し方に関する広報・啓発活動の推進等により、町民のごみ分別の一層の徹底を促進するとともに、広域的連携のもと、酒田地区広域行政組合によるごみ処理・リサイクル体制の充実に努めます。

また、ごみの減量化・資源化に関する広報・啓発活動の推進や資源物の集団回収に対する支援等を通じ、町民や団体等による３Ｒ運動を促進し、ごみを出さないライフスタイルへの転換を促します。

ウ 火葬場

本町の火葬場の運営については、現在施設管理及び火葬業務を委託することにより、適正な火葬、遺族に対する適切な対応をすることができ、円滑かつ安定的な維持管理ができています。今後も、火葬業務執行及び火葬場施設管理を行うため、適切な業務委託と施設及び設備の計画的な整備を行う必要があります。

エ 消防施設

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付軽積載車、小型動力ポンプ、防火水槽、消火栓、消防ポンプ格納庫、消防ホース乾燥塔等の消防機械器具の近代化及び施設の整備促進に努めます。

オ 公営住宅

既存の公営住宅等の適正な維持管理に努めるとともに、町民ニーズや民間による住宅建設の動向を総合的に勘案しながら、町営住宅等の充実に努めます。

カ 下水道

自然環境を保全し、生活環境の快適性を維持するため、水洗化の促進と計画的な整備・改修を行い、施設の適正な維持管理に努めます。

キ 景観づくり

本町では、花のまちづくり事業として、自治会や企業等と協働して街路や公共施設等も含め町内全域に花を植栽し、町民や町外から訪れる方の目を楽しませるとともに花のまちとしてのPRを図っています。また、最上川桜回廊事業も行い、併せて景観づくりに取り組んでいます。花のまちづくり事業については、地域住民の理解も深まってきており、引き続き全町的に推進していく必要があります。

ク 空き家等対策

空き家等の所有者などからの相談を受ける体制や、空き家等対策に係る内部部署の連携体制の

強化を図ります。また、空き家等の所在及び状態の実態把握や、その所有者などの特定を行うとともに、空き家等対策計画の方針に基づく対策を講ずることとあわせ、空き家情報活用システム（空き家バンク）の充実による空き家及び空き地の有効活用など、総合的な空き家等対策の推進に努めます。

（３）計 画

事業計画（令和３～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
５ 生活環境 の整備	(１)水道施設			
	上水道	配水管整備	庄内町	
		遠隔監視設備	庄内町	
		浄水施設整備	庄内町	
	(２)下水処理施設			
	公共下水道	施設更新整備	庄内町	
	農業集落排水施設	施設更新整備	庄内町	
	余目都市下水路	施設更新整備	庄内町	
	(３)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	酒田地区広域行政組合ごみ焼却施設改良事業	酒田地区 広域行政 組合	
		酒田地区広域行政組合最終処分場整備事業	酒田地区 広域行政 組合	
		酒田地区広域行政組合最終処分場管理用機材及び車両整備事業	酒田地区 広域行政 組合	
	し尿処理施設	酒田地区広域行政組合汚泥再生処理センター整備事業	酒田地区 広域行政 組合	
	(４)火葬場			
		業務委託による火葬業務及び施設管理の執行、施設・設備の計画的な整備	庄内町	
	(５)消防施設			
		小型動力ポンプ	庄内町	
		小型動力ポンプ付軽積載車	庄内町	

		消防ポンプ格納庫	庄内町	
		消防ポンプ自動車	庄内町	
		消火栓	庄内町	
		消防ホース乾燥塔設置	庄内町	
		常備消防対策事業 (酒田地区広域行政組合消防本部負担金)	酒田地区 広域行政 組合	
	(6) 公営住宅			
		町営住宅改善事業	庄内町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	生活	空家等対策事業	庄内町	相談・連携体制の強化により空家問題の改善に向けて継続して対策することで、地域の持続的発展に資する
	環境	花のまちづくり事業	庄内町	町民参画による快適な環境づくりを継続実施することで地域の持続的発展に資する

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

庄内町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に示す「総資産量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間活力の導入」に基づき、適切に公共施設等の管理運営を行い持続的発展に努める。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

少子化や核家族化の進行等により、家庭や地域の子育て力が低下し、子供をめぐる様々な問題が深刻化・複雑化しており、社会的な支援を必要とする子どもや家庭が増加しています。

これまでも、女性の社会進出や働き方の多様化等に対応した保育サービスの提供とともに、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実に努めてきました。

本町には、認可保育所3箇所、幼稚園5箇所の計8箇所の保育・幼児教育施設及び放課後児童クラブ5箇所があります。

過疎化の進展に歯止めをかけ、若年層を中心とする安住を促進するためにも、保育サービスや子育て支援サービスの充実を図りながら、子育てを支える社会的基盤の整備を促進していく必要があります。

イ 子育て支援医療証の拡充

本町の子育て支援医療証の対象者は、出生から中学3年生まで無料となっています。親が安心して子どもを育てていくためにも、子育て世代の負担軽減が求められている現状があり、医療費助成の拡

充を図りながら、安心して子育てできる環境整備の充実に繋げる必要があります。

ウ 母子保健

家族形態の変化、女性の社会進出などの情勢の中、結婚から妊娠・出産・子育てに夢や希望を持ち、若い世代が安心して産み育てられるような環境づくりが求められています。

エ 健康づくり・保健事業

本町はがんと脳血管疾患の死亡率が高く、生活習慣病は健康長寿の最大の阻害要因となっているだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。「庄内町健康しょうない 21 計画」に基づき、各種健康診査や健康教育、健康相談、訪問指導をはじめ、高齢者の健康づくり事業を推進していく必要があります。

人口の急激な高齢化が進む中、高齢者の健康づくりでは、健康寿命の延伸、生活の質の向上、健康格差の縮小、さらには社会参加や社会貢献などが重要とされています。元気な高齢者を増やすため、生活習慣を改善し、介護予防の取組みを推進することは、要介護状態や認知症の予防と先送りも可能になると考えます。また、高齢者が日常生活の中で気軽に参加できる活動の場が身近にあり、地域の人とのつながりを通じて活動が広がるような地域づくりが重要です。

さらに、寝たきりや要介護状態となることを予防する目的で実施している訪問指導、転倒予防や認知症予防の健康教育・健康相談など、今後も重要な役割を担う介護予防の推進事業については、介護保険制度との整合性を図りながら事業を実施していく必要があります。

オ 高齢者福祉

少子高齢化や高齢者世帯の増加に加え、加齢に伴う行動範囲の狭小が原因で、これまで介護等が不必要な高齢者に閉じこもり生活が生じ、地域社会への不参加や近隣の人とのコミュニケーションを閉ざしてしまう等の状況により、身体上の機能低下等を招き要介護状態等に移行することが懸念され、今後さらなる介護サービスの利用の増加が想定されます。

平成 18 年度からは、高齢になっても介護が必要な状態にならず、いきいきとした生活を送れることを目的とした介護予防事業に力を入れるとともに、高齢者の安全安心な暮らしの支援のため、地域包括支援センターの運営に加え、各種在宅サービスの提供を実施していますが、南北に細長い地勢や中山間部に集落が点在する等の地理的条件等を考慮したサービス基盤の確保を検討する必要があります。

老人クラブや地域ボランティアを中心とした社会奉仕、自己学習及び健康づくり等への取り組み、また、老人福祉センターを拠点とした社会福祉協議会とシルバー人材センターによる高齢者の生きがい対策事業、高齢者の豊かな知識と経験を活かした事業が展開されており、今後の超高齢化社会に備え、社会参加や生きがいづくりを継続可能な事業として実施していく必要があります。

カ 障がい児・者福祉

町内には障がい児・者福祉事業所として 5 事業者が運営する 14 事業所があります。しかしながら、サービスを利用する方のニーズは多岐にわたっており、本人や家族の選択により他市町にある事業所に通所している現状もあるため、できるだけ身近な地域においてサービスの提供が受けられるよう社会資源を整備する必要があります。

また、公共施設等のユニバーサルデザイン普及への配慮も望まれています。

(2) その対策

ア 児童福祉

出生率の低下に伴う急速な少子化の進展の中にあつて、次代を担う児童の健全育成は極めて重要な課題です。

児童数の減少や保育需要の多様化に対応した体制の確立を図るために、住民の意見を聞きながら調査・検討し、住民との協働を推進していきます。また、近隣自治体との連携をもちながら環境整備の推進を図っていきます。

さらに、きめ細かな対応を図るために、ひとり親家庭や社会的養護を必要とする子供と親の支援を推進するとともに、保育サービスや子育て支援サービスを担う人材の育成・確保を図り、子育て支援のネットワークづくりを推進していきます。

イ 子育て支援医療証の拡充

0歳から高校生等（18歳に到達する日以降の最初の3月31日まで）に対象年齢を延長し医療費を助成することで子育て世代の負担軽減を図ります。

ウ 母子保健

若い世代が安心して産み育てられるよう、妊娠期・出産期・子育て期まで切れ目のない支援を図るため、保健センターを拠点とし子育て世代包括支援センター事業及び母子保健事業の充実を図ります。

エ 健康づくり・保健事業

「庄内町健康しょうない21計画」に基づき、「栄養・運動・休養」を中心とした健康づくり事業や介護予防推進事業は、町民の健康づくりの拠点施設である保健センターで実施します。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた取組みを行い、元気な時から地域ぐるみの健康づくりに取り組みます。体制の強化を図っていく必要があります。

また、心の健康づくりにおいても「庄内町いのち支える自殺対策計画」に基づき、自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し支援へとつなぐよう、日常的に他者と関わる機会を持てるような地域づくりを進め、社会的孤立を防いでいく必要があり、関係機関と連携し、包括的に支援の強化を図ります。

オ 高齢者福祉

誰もがいきいきと住み慣れた地域で生活するために、高齢者が、自ら要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を目指して各種サービスを利用することを目的とし、3年ごとに策定する「庄内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を踏まえ、高齢者の社会参加、生きがいづくりを推進し、介護予防のための施策を実施します。

また、現状の評価分析を行うための実態調査を行い、在宅サービス等の利用状況や利用者のニーズを的確に把握し、在宅福祉サービスとして行っている軽度生活援助事業、外出支援事業、高齢者等安心通報事業、高齢者世帯等生活支援事業、高齢者世帯等除雪支援事業等の各種サービスについても、高齢者に優しい環境づくりに配慮しつつ、多様なニーズに対応しながらサービス体制や施設基盤の整備等充実したサービス供給に努めます。

さらに、高齢者の自立した生活を支援するために欠かせない地域互助の強化や福祉ボランティアの育

成に努めるとともに、充実した環境整備を推進するために相談、情報サービス窓口の充実を図ります。

カ 障がい者福祉

障がい者福祉施策については、地域の中で同じ町民として共に生活していけるように、障がい者計画並びに障がい福祉計画に基づき、公共施設等におけるユニバーサルデザイン普及への配慮やボランティア団体の協力が必要なことからその育成に努めます。

キ ひきこもり相談支援事業等

ひきこもりは、「様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」と定義されています。平成30年度に山形県が実施したアンケート調査では、山形県全体で1,429人、庄内地域において369人となっており、本町においても民生委員が把握している人数は20名となっています。依然として多くの方が悩んでいる、困難を有する状態にある方の高齢化が進んでいる、引きこもりの長期化が進んでいる、などの傾向が明らかとなりました。

平成28年から当事者やその家族からの相談に応じるため、専用電話を設置し、相談に応じる体制を整備しています。相談により抱えている問題を整理し、相談者のニーズの把握、また、当事者や家族の状況から家庭環境等を明らかにする初期対応により、関係機関によるアセスメント（初期評価）を行い、関係機関とのネットワークを構築し、多面的な視点において支援の方向性を明確にする体制整備に努めています。

今後は、居場所支援や家族教室の開催など、当事者やその家族のニーズに応じた支援を検討していきます。

(3) 計 画

事業計画（令和3～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て 環境の確保、高齢者 等の保健及び福祉の向上 及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	庄内町認可保育所の改修	庄内町・社会福祉法人	
	その他	子育て世代包括支援センターの整備事業	庄内町	
		放課後児童クラブ施設整備事業	庄内町	
	(2) 認定こども園			
	認定こども園	認定こども園の改修・改築	庄内町・社会福祉法人	
	(3) 高齢者福祉施設			
	老人ホーム	社会福祉法人山形民生福祉協会特別養護老人ホーム「ソーナ」増床に対する補助事業	社会福祉法人みのり福祉会	
		老人福祉法に定める養護老人ホーム「思恩園」の移転改築に対する補助事業	社会福祉法人思恩会	
	その他	高齢者等へ安心通報機器の貸与事業 地域包括支援センター整備事業	庄内町	

(5)障害者福祉施設			
その他	社会福祉法人庄内町社会福祉協議会が運営する障害者多機能型施設「ひまわり園」の事業拡充に係る施設改修の支援	社会福祉法人庄内町社会福祉協議会	
(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター			
	庄内町保健センター改修事業	庄内町	
	庄内町保健センター空調設備整備事業	庄内町	
(8)過疎地域持続的発展特別事業			
児童福祉	少子化対策事業	庄内町	少子化対策と子育てしやすい環境づくりを推進し、地域の持続的発展に資する
健康づくり	任意予防接種費用助成事業	庄内町	高齢者肺炎球菌、妊婦児童等インフルエンザの接種費用を一部助成することで、健康づくりとして地域の持続的発展に資する
その他	ひきこもり相談支援事業等	庄内町・社会福祉法人庄内町社会福祉協議会等	家族だけの問題とせず地域で継続的に支えることで住みよい環境づくりを推進し、地域の持続的発展に資する
子育て支援医療証の拡充	子育て支援医療証の対象年齢を18歳まで拡充	庄内町	子育て世代の負担軽減を図ることで、子育てしやすい環境づくりを推進し、地域の持続的発展に資する
(9)その他			
	温泉施設機能増強	庄内町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

庄内町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に示す「総資産量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間活力の導入」に基づき、適切に公共施設等の管理運営を行い持続的発展に努める。

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療機関は、病院1箇所、診療所8箇所、歯科医院6箇所あり、疾病の予防・治療、健康相談などを行い「かかりつけ医」として地域医療の一端を担っています。

今後高齢化が進む中、医療ニーズはますます増大していくことが予想されることから、町内外の医療機関との連携を強化し、医療圏域での地域医療体制の確保を進めていく必要があります。

(2) その対策

ア 救急医療体制については、休日診療所の充実強化を図るため、地区医師会はじめ関係機関と

ともに効率的な運営を実施していきます。

(3) 計 画

事業計画（令和3～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業			
		休日診療・救急医療運営事業委託	酒田地区医師会	休日や救急の医療を確保することで安心の町づくりを推進し、地域の持続的発展に資する

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

庄内町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に示す「総資産量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間活力の導入」に基づき、適切に公共施設等の管理運営を行い持続的発展に努める。

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育施設

学校教育施設は、現在、小学校5校（児童数947名）、中学校2校（生徒数517名）であり、児童生徒数の減少に伴う小・中学校の適正規模・適正配置、施設の老朽化対策は重要かつ緊急な教育課題となっているため、検討及び対策を講じていきます。校舎や屋内運動場（プール施設含む。）の大規模改造や長寿命化改良等の整備は、今後の児童生徒数の減少動向、学習内容等の変化への対応、小・中学校の適正規模・適正配置等を考慮しながら、地域の教育課題を踏まえて計画的に実施します。

通学用スクールバスは、アウトソーシングを行いながら老朽化しているものから計画的に更新を図ります。

学校給食施設は、学校給食の安全性や食育の重要性に鑑み、安心、安全な給食の提供と円滑な共同調理場運営に努めます。

教育施設の状況

施設名		児童生徒数 (人)	学級数	区分	建築年	構造	建物 (㎡)	敷地 (㎡)
町立小学校	余目第一小学校	221	12	校舎	S38, 39年	R	2,925	20,048
				体育館	S41年	S	703	
				プール	H11年		916	
	余目第二小学校	209	10	校舎	S39, 40, 41, H20年	R	2,934	18,545
				体育館	S41年	S	703	
				プール	H10年		937	
	余目第三小学校	214	13	校舎	S39, 40, 41年	R	2,947	25,728
				体育館	S41年	S	703	
				プール	H7年		895	
	余目第四小学校	133	9	校舎	S51年	R	3,467	26,928
				体育館	H22年	S	1,308	

				プー	H8年		964	
	立川小学校	170	10	校舎	S48,49年	R	3,148	27,339
				体育館	S49,H5年	S	902	
				プー	S41年		1,011	
町立中学校	余目中学校	414	20	校舎	S61年	R	7,939	37,895
				体育館	H23年	S	1,402	
					S61年	R	1,277	
	立川中学校	103	5	プー	H6年		782	25,139
				校舎	H7年	R	4,208	
				体育館	H7年	R	1,924	
				プー	S60年		820	
学校給食共同調理場		2,300食／日当たり供給可能量		H29年		S	1,647	—

(注：構造区分) R：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨その他造 W：木造 SRC：鉄筋鉄骨造

(R2.5.1現在 学校基本調査・公立学校施設実態調査等)

イ 幼児教育・保育施設

幼児教育・保育施設は、余目地域には0歳児から3歳児を保育する民間保育園が2園、4・5歳児を対象とする公立幼稚園が4園設置されており、立川地域には、0歳児から3歳児を対象とする公立保育園が1園、4・5歳児を対象とする公立幼稚園が1園設置されています。

施設については、保育施設は安全な保育環境を確保していくため、今後、改修等の整備が見込まれます。幼稚園施設は、老朽化対策や保育環境の改善が緊急課題であり小中学校の適正規模・適正配置の動向も見据えながら早期完了を目標に計画的に実施する必要があります。

また、幼児教育・保育における発達支援が重要視されており、幼・保・小が連携を取りながら幼児教育、保育内容等とともに、幼児教育・保育施設のあり方も併せて検討を進めていきます。

幼児教育・保育施設の状況

施設名	園児数 (人)		建築年	構造	建物 (㎡)	敷地 (㎡)
	H27年5月1日	R2年5月1日				
余目第一幼稚園	78	57	S54年	R	855	4,506
余目第二幼稚園	61	59	S53年	R	855	4,629
余目第三幼稚園	66	53	S53,55年 H14年	R	871	2,818
余目第四幼稚園	41	43	S53年	R	855	2,070
狩川幼稚園	49	49	S56年	R	848	4,166
余目保育園(民間)	90	140	H27年	W	1,328	3,773
すくすく保育園(民間)	146	107	H19年	S	1,051	3,187
狩川保育園	78	74	H14年	W	1,055	5,487
清川保育園	11	(閉園)	S58年	R	433	1,507
大中島保育園(へき地)	(閉園)	(閉園)	H2年	W	215	
合 計	620	582				

(注：構造区分) R：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨その他造 W：木造 SRC：鉄筋鉄骨造 (教育課、保健福祉課)

ウ 社会教育施設

人々が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現が求められています。

公民館は、地域住民の学習や地域活動の拠点であり、心豊かで充実した生活の実現を目指しながら、地域や公民館の特性を生かした各種講座等の取り組みを地域住民とともに推進しています。社会情勢の変化や高度情報化等による価値観の多様化の中にあつて、各学区・地区の地域づくり会議等では「元気になる地域づくりを応援します交付金」を活用し、地域の実態に合わせた各種の事業を実施しています。令和4年度から公民館をコミュニティセンター化する方向で進めており、この交付金事業を含め、コミュニティセンター移行後の地域づくり事業や社会教育事業を推進する施策や体制整備が必要です。

公民館がコミュニティセンターに移行した際にも、地域の実情や意向を反映した学習機会を提供していくとともに、施設が交流の場、学習の場となり、人と人とのつながりを育み、生活の潤いとなることが望まれます。

また、本町の豊かな自然環境の中で、自然に触れ親しむ体験活動の拠点である大中島自然ふれあい館をはじめ、多くの社会教育施設において老朽化や経年劣化が進んでおり、利用状況等を加味しつつ、今後の施設の在り方について、長寿命化又は廃止を計画的に実施する必要があります。

図書館では、「庄内町子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校・幼児施設等と連携しながら読書活動を推進しており、読書への関心は深まっていますが、家庭における読書の習慣化にはつながっていない現状にあることから、その取り組みを更に進めることが求められています。また、図書館機能の充実を図り、高速情報化や多様化するニーズに応えられる施設整備を実施します。

社会教育施設の状況

施 設 名	建築年	構造	建 物 (㎡)	敷 地 (㎡)
狩川公民館(中央公民館兼コミュニティセンター)	S50年	R	1,695	8,520
余目第一公民館	H2年	S	828	5,667
余目第二公民館	H6年	S	914	7,643
余目第三公民館	H4年	S	897	5,775
余目第四公民館(農村環境改善センター)	H4年	S	1,015	7,214
十六合公民館	S56年	W	628	3,707
清川公民館	S53年	R	730	1,467
立谷沢公民館	S44年	R	455	1,983
図書館 103,000冊収蔵	S54年	R	661	1,500
図書館分館(狩川公民館に併設) 17,000冊収蔵	S50年	R	151	-
大中島自然ふれあい館(森森)	H2年	R	1,564	10,480
菁莪庵 八幡公園内	H元年	W	80	-

(注：構造区分) R：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨その他造 W：木造 SRC：鉄筋鉄骨造 (社会教育課調)

エ 社会体育施設

本町には、八幡スポーツ公園をはじめ、特色あるスポーツ施設が整備され、スポーツ協会を中心とする各種スポーツ団体やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等により、町民の生涯各期に応じたスポーツ・レクリエーション活動、各種の大会等が展開されています。しかし、近年ますます、健康・体力づくりに対する関心が高まる中、町民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、それぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行う環境づくりが一層求められています。

このため、施設の整備充実、特に武道館の老朽化に伴う整備の実現が望まれるとともに、その他の

施設においては、その後の施設のあり方について長寿命化又は廃止を計画的に進める必要があります。

なお、社会体育施設の管理運営を一体的に行うため、指定管理者である総合型地域スポーツクラブを支援していく必要があります。

また、学校体育施設開放の促進と社会体育施設の利用調整を行い、効率的利用の促進を図ります。

社会体育施設の状況

施設名		主たる用途等	建築年	構造	建物 (㎡)	敷地 (㎡)
総合体育館	体育館	各種スポーツ	S57年	S R	4,347	22,535
屋内多目的運動場	人工芝敷き	テニス、GB、GG、フットサル等	H8年	S	1,968	
第二屋内多目的運動場	人工芝敷き	テニス、GB、GG、フットサル等	H22年	S	3,570	
八幡スポーツ公園	便所A、B	トイレ、倉庫×2棟	H26年	W	270	32,234
	本部棟	ソフトボール本部	H26年	R	26	
	照明塔	14基	H26年	S	—	
	ダックアウト	4棟	H26年	S	60	
	四阿	休憩施設×3棟	H26年	S	39	
体操センター	体育館	各種スポーツ	S45年	S	1,108	1,170
立谷沢体育館	体育館	各種スポーツ	S53年	W	867	—
清川体育館及びグラウンド	体育館	各種スポーツ	S31年	S	612	3,913
体育センター	体育館	各種スポーツ	S62年	S R C	1,115	4,256
武道館	体育館	剣道、柔道等	S48年	S	556	3,000
相撲場	屋根付土俵	相撲	S52年	S	64	—
余目グラウンド	グラウンド	野球、ソフト、サッカー等	S47年	—	123	14,793
	照明施設	(4基×22灯)	S53年	S	—	
笠山グラウンド	グラウンド	野球、グラウンドゴルフ	S27年	—	—	8,840
	照明施設	(4基×26灯)	S62年	S	—	
扇松野グラウンド	グラウンド	グラウンドゴルフ等	S23年	—	—	5,703
南野グラウンド	グラウンド	ゲートボール等	S58年	—	—	9,609
立谷沢グラウンド	グラウンド	ゲートボール等	S40年	—	—	8,349
テニスコート	人工芝敷き	テニス(4面)	H8年	—	—	3,127
	照明施設	(18基)				

(注：構造区分) R：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨その他造 W：木造 S R C：鉄筋鉄骨造 (社会教育課調)

(2) その対策

ア 校舎改修、長寿命化及び環境整備を図ります。

イ 小学校及び中学校の体育施設の整備を図ります。

ウ 学校、体育施設開放促進事業及び体育施設整備を図ります。

エ 園児・児童・生徒送迎用スクールバスの更新を図ります。

オ 社会教育・社会体育施設整備を図ります。

カ 図書館整備を図ります。

キ 生涯学習の振興充実を図ります。

ク スポーツ活動の普及促進と競技力向上の取り組みを支援します。

ケ 幼稚園の施設整備及び環境整備を図ります。

コ 学校給食共同調理場、既存校舎の整備及び配食配送の充実を図ります。

サ 小学校及び中学校の教育用コンピューターの整備を図ります。

シ 小学校入学記念品としてランドセル、中学校入学記念品としてカバンを支給し、保護者の経済

的負担を軽減し子育て支援を図ります。

ス 小学校社会科副読本を給与しふるさと教育を推進します。

セ 冬期スクールバスを運行し安全確保を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和3～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校 舎	各小学校改築事業	庄内町	
		各小学校校舎長寿命化改良事業	庄内町	
		余目第四小学校講堂防災機能強化事業	庄内町	
		各中学校施設大規模改造事業(質的整備)	庄内町	
		各中学校校舎長寿命化改良事業	庄内町	
	屋内運動場	各小学校体育館長寿命化改良事業	庄内町	
		各中学校体育館長寿命化改良事業	庄内町	
		余目中学校体育館大規模改造事業	庄内町	
	屋外運動場	各小学校グラウンド整備	庄内町	
		各中学校グラウンド整備	庄内町	
	水泳プール	各小学校プール整備	庄内町	
	スクールバス	スクールバス購入	庄内町	
	その他	余目中学校テニスコート整備	庄内町	
		小学校教育用コンピューター整備	庄内町	
		中学校教育用コンピューター整備	庄内町	
	(2)幼稚園			
		幼稚園遊具整備	庄内町	
		各幼稚園長寿命化改良事業	庄内町	
	(3)集会施設・体育施設等			
	集会施設	地域づくり拠点施設整備事業	庄内町	
	体育施設	体操センター除却事業	庄内町	
		新武道館(仮称)整備事業	庄内町	

		屋内多目的運動場整備事業	庄内町	
		体操競技練習場改修事業	庄内町	
	図書館	図書館整備事業	庄内町	
		図書館分館整備事業	庄内町	
	その他	大中島自然ふれあい館整備事業	庄内町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	小学校・中学校入学記念品支給事業	庄内町	長く使うランドセルやカバンの支給を毎年継続することで、入学時の保護者の負担を軽減し子育て支援として地域の持続的発展に資する
		ふるさと教育推進事業（小学校副読本の給与）	庄内町	教科書に載っていない地元の魅力を教育することで地元愛を育み、地域の持続的発展に資する
		冬期スクールバス運行事業	庄内町	毎年冬期のスクールバスを増便し、安全を確保することで将来の地域を担う子どもたちを守る

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

庄内町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に示す「総資産量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間活力の導入」に基づき、適切に公共施設等の管理運営を行い持続的発展に努める。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町には、中山間部から平野部まで、併せて115の集落があり、市街域を形成している集落もありますが、その多くは点在しています。各集落は自治組織として運営されており、その規模は最大394戸、最小3戸であり、規模の差が大きく、一律的な支援制度では負担の公平性を保つことが難しくなっています。組織運営上においても多種多様な課題を抱えています。

また、本町は地域住民活動の場として7つの学区・地区単位に公立公民館等を設置していますが、地域づくりの拠点施設となるコミュニティセンターに移行し、広域コミュニティの活動を活性化していく必要があります。各集落では自治公民館を組織し独自の活動を展開しています。こうした活動拠点としての集会施設の整備を町が支援し、自主的で自立した集落づくりを促進する必要があります。

特に、月山北麓の中山間地帯である立谷沢地域においては、高齢者世帯の雪対策や通勤通学の不便さから移転する世帯が増加しており、町外への人口流出をくい止めるためにも条件の良い場所に住宅や宅地を確保しておく必要があります。さらには、移転した世帯の帰属していた集落にも配慮し、住民が主体となった自治活動が円滑に行える適正な規模等を考慮していく必要があります。

(2) その対策

本町では、町民の要望が多様化、高度化する中で、伝統文化の継承や住民福祉の増進と活力ある地域社会の充実を図るため、地域づくりの基盤となる集落及び7つの学区・地区単位でのコミュニティ組織に対し、地域や団体の自主的、主体的な活動を促進することを目的に支援を行っています。また、町外への人口流出をくい止めるとともに、町外からの移住者に対する支援を充実していく必要があります。

ア 住環境の整備

イ 集落拠点施設の整備

ウ 危険地域住宅の移転対策

エ 住宅及び宅地の確保

(3) 計 画

事業計画（令和3～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集 落 の 整 備	(1) 過疎地域集落再編整備			
		集会施設整備事業	庄内町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		持家住宅建設資金特別貸付金利子補給	庄内町	住みやすい環境整備を支援し、地域に住み続ける人を確保することで地域の持続的発展に資する
		持家住宅建設祝金事業	庄内町	住みやすい環境整備を支援し、地域に住み続ける人を確保することで地域の持続的発展に資する
		若者定住促進事業助成金	庄内町	住みやすい環境整備を支援し、地域に住み続ける人を確保することで地域の持続的発展に資する
		リフォーム祝金事業	庄内町	住みやすい環境整備を支援し、地域に住み続ける人を確保することで地域の持続的発展に資する
		住宅建設等支援事業	庄内町	住みやすい環境整備を支援し、地域に住み続ける人を確保することで地域の持続的発展に資する
		住みやすい地域づくり活動交付金	庄内町	地域の環境整備等の活動を支援することで持続可能な自治会を目指し、地域の持続的発展に資する

		元気の出る地域づくりを応援します交付金	庄内町	学区ごとの地域づくり組織活動を支援することで持続可能な地域を目指し、地域の持続的発展に資する
		コミュニティ事業推進交付金	庄内町	コミュニティセンターを拠点として実施する地域づくりを継続して支援し、地域の持続的発展に資する

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

庄内町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に示す「総資産量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間活力の導入」に基づき、適切に公共施設等の管理運営を行い持続的発展に努める。

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 地域文化の振興等

指定文化財等は町の宝として保全し観光等でも活用されるように努めるとともに、町内には、まだ掘り起こされていない文化財や古文書等もあることから、その保全と継承を推進するため、調査研究を継続していく必要があります。また、本町の歴史や風土とともに育まれてきた伝統文化や民俗芸能の保存・伝承については、後継者や資金不足などの課題を抱えており、伝承することが難しい状況になりつつあります。住民が地元に残る民俗芸能の魅力を再認識し存続に努めるとともに、課題解決に向けた取り組みを進めることが重要です。

本町発展のためにも、郷土の優れた自然や歴史・文化への認識や理解を深め、大切に守り継承していく必要があります。

イ 芸術文化施設

本町は文化芸術の創造や文化の薫りの高いまちづくりを目指し、響ホールにおける自主事業や支援事業、育成事業の実施や発表の場としての町芸術祭、公民館祭などを開催するなど、文化芸術にふれる機会の提供と環境整備に努めてきました。今後、響ホール事業推進協議会や芸術文化協会への支援を通じ、町民主体の施設運営や文化芸術活動を促し、文化芸術にふれあう機会や発表の機会の提供に努めるとともに設備の更新及び施設の長寿命化を進める必要があります。

また、資料館は収蔵している資料の整理を進め、適切に保管・保存する必要があります。

内藤秀因水彩画記念館は、収蔵品の保存管理の適正化に配慮しつつ、内藤画伯の代表作品を通年鑑賞できるような展示環境の整備や、図書館との併設メリットを生かした機能の拡充を実施します。

芸術文化施設の状況

施設名	建築年	構造	建物 (㎡)	敷地 (㎡)
文化創造館（響ホール）	H11年	SRC	5,080	19,891
内藤秀因水彩画記念館 約2,000点収蔵	H4年	R・W	434	1,497
歴史民俗資料館	S57年	W	370	-
亀ノ尾の里資料館 余目第四公民館に併設	H4年	S	497	-

(注：構造区分) R：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨その他造 W：木造 SRC：鉄筋鉄骨造 (社会教育課調)

(2) その対策

- ア 響ホールを核とした鑑賞、創造、育成の推進を図るほか、文化芸術活動の発表の場として芸術祭を開催します。
- イ 内藤秀因水彩画記念館改修等の整備を図ります。
- ウ 内藤秀因水彩画記念館で収蔵作品を計画的に展示します。
- エ 文化財の調査、適切な保存に努めるとともに、関係機関等と連携し地域に即した保全活用を推進します。
- オ 民俗芸能等の映像記録を進め、所作等伝承に努めるとともに、民俗芸能保存伝承協議会と連携し発表の場の提供に努めます。
- カ 郷土出身の幕末の志士である清河八郎に関する貴重な歴史資料の保存、活用に寄与するため、(公財)清河八郎記念館の支援を図ります。
- キ 資料館の展示内容及び設備の充実に努めるとともに、資料台帳等の整備を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和3～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化振興 施設	響ホール改修事業	庄内町	
		内藤秀因水彩画記念館改修事業	庄内町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	文化財調査	庄内町	継続して地域の魅力を掘り起こし存続させるための事業で、地域の持続的発展に資する
		町史資料集発刊事業	庄内町	資料集を発刊し、将来にわたり振り返り学ぶことで、郷土の優れた自然や歴史・文化への認識や理解を深める
		芸術祭実行委員会交付金	庄内町	文化芸術にふれあう機会や発表の機会を提供し、地域の文化芸術活動の継続を促進することで地域の持続的発展に資する
		(公財)清河八郎記念館運営支援	庄内町	郷土出身の幕末の志士に関する歴史資料の保存・活用支援で地域の郷土愛を育むとともに歴史観光を推進し、地域の持続的発展に資する

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

庄内町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に示す「総資産量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間活力の導入」に基づき、適切に公共施設等の管理運営を行い持続的発展に努める。

1 1 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町では令和2年11月に「ゼロカーボンシティ」を宣言表明し、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする取り組みを進めて行くこととしています。これまでに町民節電所による省エネルギーの取り組みを町民一体となって進めるとともに、悪風の吹く地域環境を逆手にとり風力発電事業に取り組んでいます。これらの取り組みを基礎として脱炭素の実現を図っていくために、これまで以上に町民への省エネルギーの取り組みの普及啓発を進め、併せて再生可能エネルギーの利用を推進し、強化していく必要があります。

本町の再生可能エネルギーの利用を図っていくために、庄内町農山漁村再生可能エネルギー基本計画に基づいて、町と地域住民（農林漁業従事者など）及び民間事業者の連携・協力を図りながら、民間事業者による大型風車発電施設の建設整備が進められており、3つの発電事業が令和3年11月より開始されます。この風力発電を始めとする再生可能エネルギーは、脱炭素社会を促進する環境にやさしい資源であると言われる一方、その発電設備が建設される地域の環境を破壊するといった懸念や、地域社会の意に反する開発に繋がるといった事例が、近年頻繁にみられるようになっていきます。

再生可能エネルギーを取り巻く状況が日々進展していく中で、大型化しなければ事業性が低くなる状況下であり、地域に受け入れられる再生可能エネルギーを将来にわたって継続していくためには、町民自らがエネルギー利用のあり方を再認識し、省エネルギーの実践強化に取り組むなど、地元の企業や地域住民を巻き込んだ主体性を持ったものになるように、共通認識を図りながら進めていく必要があります。

(2) その対策

- ア 北月山荘及び風車村などの太陽光発電システムの蓄電池等の経年更新を図り、公共施設等の再生可能エネルギーの持続的な利用を進めます。
- イ 生涯学習や学校教育の場面において、エネルギー・環境学習を推進します。
- ウ 町民や事業者向けに再生可能エネルギーに関する学習会や講演会を開催します。

(3) 計 画

事業計画（令和3～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギー の利用の推 進	(1)再生可能エネルギー利用施設			
		北月山荘・風車村等太陽光発電システム更新	庄内町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
		再生可能エネルギーの導入促進事業	庄内町	再生可能エネルギーの利用を推進することで脱炭素社会を促進し、持続的発展に資する

（４）公共施設等総合管理計画との整合

庄内町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に示す「総資産量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間活力の導入」に基づき、適切に公共施設等の管理運営を行い持続的発展に努める。

１２ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（１）現況と問題点

本町総合計画に掲げる目標年度の計画人口は、令和３年３月末現在の住民基本台帳人口（20,504人）で計画中間年の推計値（令和２年：20,083人）を上回る人口となっていますが、人口の減少が続いている状況は変わっていません。

人口減少の要因ともなっている晩婚化、未婚化が進行する中、地域の実情に応じた婚活支援が求められます。未婚者に対する出会いの創出や、個人のニーズに対応できるサポートを行うためにも、広域的に連携した取り組みが必要となります。

また、「地域の活性化」に欠くことのできないマンパワーにおいては、多くの地域において住民同士の交流の減少や地域連帯感の希薄化がみられ、地域や集落におけるリーダー的人材の高年齢化が進み、コミュニティの弱体化や維持困難が懸念されています。今後、地域ぐるみの安全対策やまちづくりを推進し、地域を活性化させるには、男女共同参画社会を意識しつつ、幅広い世代からの参画と協働を実現するための各種施策における人材育成が重要となります。

（２）その対策

ア 婚活支援事業の推進

イ まちづくりを担う人材育成事業の充実

ウ 男女共同参画社会の推進

（３）計 画

事業計画（令和３～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業			
		婚活支援事業	庄内町	家庭を築き、地域に根付く人を増やしていくための支援により地域の持続的発展に資する
		町民の参画と協働推進事業	庄内町	地域継続のためのマンパワーを強めコミュニティを活性化させる推進事業により地域の持続的発展に資する
		男女共同参画社会推進事業	庄内町	男女共同参画社会実現の取り組みを推進することにより地域の持続的発展に資する

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

庄内町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に示す「総資産量の適正化」、「長寿命化の推進」、「民間活力の導入」に基づき、適切に公共施設等の管理運営を行い持続的発展に努める。

(再掲) 事業計画 (令和3～7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	移住定住情報発信強化事業	庄内町	移住・定住に結び付けることで地域の持続的発展に資する
		定住促進空き家活用事業	庄内町	移住・定住に結び付けることで地域の持続的発展に資する
		空き家リノベーション事業	庄内町	移住・定住に結び付けることで地域の持続的発展に資する
		空き家利活用促進事業	庄内町	移住・定住に結び付けることで地域の持続的発展に資する
		関係人口拡大事業	庄内町	移住・定住に結び付けることで地域の持続的発展に資する
		地域おこし協力隊定着支援事業	庄内町	移住・定住に結び付けることで地域の持続的発展に資する
	地域間交流	国際交流事業	庄内町・庄内町国際交流協会	国際的な相互理解を図り、外国人でも住みやすい町づくりを推進することで、地域の持続的発展に資する
		宮城県南三陸町等との交流	庄内町・庄内町国際交流協会	友好町との交流を継続し、将来にわたる関係人口を増やし、地域の持続的発展に資する
		小学生国内交流	庄内町	子供たちを中心に将来にわたる関係人口を増やし、地域の持続的発展に資する
	人材育成	人材育成事業	庄内町	将来地域を牽引していくリーダーを育成し、地域の持続的発展に資する
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	間伐実施推進	出羽庄内森林組合	将来にわたり豊かな森林を保つ
		森林巡視事業推進	庄内町	将来にわたり豊かな森林を保つ
		多面的機能支払交付金事業	庄内町	農業の多面的機能を維持し、地域協働を推進することで地域の持続的発展に資する
		中山間地域等直接支払交付金事業	庄内町	農業の多面的機能を維持し、地域協働を推進することで地域の持続的発展に資する
		環境保全型農業直接支払交付金事業	庄内町	地球温暖化と生物多様性保全等に効果の高い営農活動を推進することで、地域の自然環境保全と持続的発展に資する

	商工業・6次産業化	地域6次産業化推進事業	庄内町	地域の産業を活性化させ、地域の持続的発展に資する
		地域ブランド創生事業	庄内町	地域の産業を活性化させ、地域の持続的発展に資する
		農産物交流施設誘客拡大事業	農産物交流施設管理運営組合	地元生産者の生産意欲向上と産直施設の賑わい化を図り、地域の持続的発展に資する
		起業支援	庄内町	地域に根付く起業者を支援し、地域の持続的発展に資する
		商工会育成事業	庄内町	商工会を通じて中小企業とりわけ小規模事業者に対する伴走型支援等による事業の継続・発展を図り、地域の持続的発展に資する
		小規模事業者持続化支援事業	庄内町	生産性向上又は販路開拓による事業継続に取り組む小規模事業者を支援し、地域の持続的発展に資する
		飲食店等にぎわい応援事業	庄内町商工会	飲食店が集積する地域の特色を活用してスタンプラリー事業を継続的に実施することにより、地域の持続的発展に資する
		商工業振興支援事業 (企業振興支援事業)	庄内町	商談会や展示会への出展による取引先開拓又は販路拡大に取り組む商工業者を支援することにより地域の持続的発展に資する
		商工業振興支援事業 (商工業振興支援事業)	庄内町	商工会青年部が実施する地域活性化を目的とした事業に対して支援することにより地域の持続的発展に資する
		商店街活性化キャンペーン事業	庄内町	商店街等商業団体の活性化に向けた事業を支援することにより事業者数の維持及び地域経済の持続的発展に資する
		中小企業等人材育成	庄内町	経営者を含めた若手人材の育成を支援することにより中小企業者の事業継続及び経営発展に資する
		商工業振興資金利子補給	庄内町	中小企業者の資金繰りの負担軽減を図ることにより地域経済の持続的発展に資する
		まちゼミ推進事業	庄内町	地元商店やその店主等を知っていただくための無料講座の実施を通じて新規顧客やファン獲得を図り、地域商業の活性化及び持続的発展に資する

		中心市街地まちづくり助成金	庄内町	商店街、地域住民等有志が行うにぎわいづくりを目的とした事業を支援することにより地域の活性化と持続的発展に資する
	観光	観光協会育成事業	庄内町 観光協会	地域住民や関係団体等が連携して行う地域色豊かで魅力ある観光事業を支援することにより地域の活性化と持続的発展に資する
		観光開発育成（支援）事業	庄内町 観光協会	滞在型観光事業の推進により交流人口や関係人口の拡大を図り、地域の活性化と持続的発展に資する
		観光振興事業	庄内町 庄内町 観光協会	地元事業者が稼げる観光産業づくりを目的に地域資源を活用した観光振興を図り、地域の持続的発展に資する
	企業誘致	企業誘致の促進（企業振興奨励、用地取得助成、雇用促進助成）	庄内町	企業の立地に向けた支援を通じて雇用の創出、地元への定着・回帰等を図ることにより地域の持続的発展に資する
	その他	高齢者向け買い物支援事業	庄内町・農産物交流施設管理運営組合	地元産野菜等の消費と高齢者への買い物支援で産業と生活の持続化を図り、地域の持続的発展に資する
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	デジタル活用技術	デジタル活用支援事業	庄内町	デジタル化から取り残されることなく誰もが恩恵を受けられるよう活用支援をすることで利便性が高く住みやすい地域の持続的発展に資する
4 交通通信体系の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
		町営バス・デマンドタクシーの運行及びバス路線の維持確保事業	庄内町	交通弱者の足を確保することで利便性が高く住みやすい地域の持続的発展に資する
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
		空家等対策事業	庄内町	相談・連携体制の強化により空家問題の改善に向けて継続して対策することで、地域の持続的発展に資する
		花のまちづくり事業	庄内町	町民参画による快適な環境づくりを継続実施することで地域の持続的発展に資する
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	少子化対策事業	庄内町	少子化対策と子育てしやすい環境づくりを推進し、地域の持続的発展に資する

社の向上及び増進	健康づくり	任意予防接種費用助成事業	庄内町	高齢者肺炎球菌、妊婦児童等インフルエンザの接種費用を一部助成することで、健康づくりとして地域の持続的発展に資する
	その他	ひきこもり相談支援事業等	庄内町・社会福祉法人庄内町社会福祉協議会等	家族だけの問題とせず地域で継続的に支えることで住みよい環境づくりを推進し、地域の持続的発展に資する
	子育て支援医療証の拡充	子育て支援医療証の対象年齢を18歳まで拡充	庄内町	子育て世代の負担軽減を図ることで、子育てしやすい環境づくりを推進し、地域の持続的発展に資する
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
		休日診療・救急医療運営事業委託	酒田地区医師会	休日や救急の医療を確保することで安心の町づくりを推進し、地域の持続的発展に資する
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
		小学校・中学校入学記念品支給事業	庄内町	長く使うランドセルやカバンの支給を毎年継続することで、入学時の保護者の負担を軽減し子育て支援として地域の持続的発展に資する
		ふるさと教育推進事業（小学校副読本の給与）	庄内町	教科書に載っていない地元の魅力を教育することで地元愛を育み、地域の持続的発展に資する
		冬期スクールバス運行事業	庄内町	毎年冬期のスクールバスを増便し、安全を確保することで将来の地域を担う子どもたちを守る
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		持家住宅建設資金特別貸付金利子補給	庄内町	住みやすい環境整備を支援し、地域に住み続ける人を確保することで地域の持続的発展に資する
		持家住宅建設祝金事業	庄内町	住みやすい環境整備を支援し、地域に住み続ける人を確保することで地域の持続的発展に資する
		若者定住促進事業助成金	庄内町	住みやすい環境整備を支援し、地域に住み続ける人を確保することで地域の持続的発展に資する
		リフォーム祝金事業	庄内町	住みやすい環境整備を支援し、地域に住み続ける人を確保することで地域の持続的発展に資する

		住宅建設等支援事業	庄内町	住みやすい環境整備を支援し、地域に住み続ける人を確保することで地域の持続的発展に資する
		住みやすい地域づくり活動交付金	庄内町	地域の環境整備等の活動を支援することで持続可能な自治会を目指し、地域の持続的発展に資する
		元気の出る地域づくりを応援します交付金	庄内町	学区ごとの地域づくり組織活動を支援することで持続可能な地域を目指し、地域の持続的発展に資する
		コミュニティ事業推進交付金	庄内町	コミュニティセンターを拠点として実施する地域づくりを継続して支援し、地域の持続的な発展に資する。
10 地域文化の振興	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		文化財調査	庄内町	継続して地域の魅力を掘り起こし存続させるための事業で、地域の持続的発展に資する
		町史資料集発刊事業	庄内町	資料集を発刊し、将来にわたり振り返り学ぶことで、郷土の優れた自然や歴史・文化への認識や理解を深める
		芸術祭実行委員会交付金	庄内町	文化芸術にふれあう機会や発表の機会を提供し、地域の文化芸術活動の継続を促進することで地域の持続的発展に資する
		(公財) 清河八郎記念館運営支援	庄内町	郷土出身の幕末の志士に関する歴史資料の保存・活用支援で地域の郷土愛を育むとともに歴史観光を推進し、地域の持続的発展に資する
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		再生可能エネルギーの導入促進事業	庄内町	再生可能エネルギーの利用を推進することで脱炭素社会を促進し、持続的発展に資する
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業			
		婚活支援事業	庄内町	家庭を築き、地域に根付く人を増やしていくための支援により地域の持続的発展に資する
		町民の参画と協働推進事業	庄内町	地域継続のためのマンパワーを強めコミュニティを活性化させる推進事業により地域の持続的発展に資する
		男女共同参画社会推進事業	庄内町	男女共同参画社会実現の取り組みを推進することにより地域の持続的発展に資する